各種社會問題之硏究

滿洲之社會

乙丑貳月號

第叁卷第六號

滿洲社會事業硏究會

南滿洲鐵道株式會社

鐵道

營業哩數（滿洲線　六八六哩
　　　　　朝鮮線　一、一二哩

當社線主要驛と內地支那鐵道主要驛と鮮滿支間往復、廻遊、巡遊のため船車連絡割引の便宜あり

埠頭及倉庫

大連、營口、安東、上海の各地には埠頭の設備と共に一般倉庫業をも營む

直營旅館

朝鮮

京城、朝鮮ホテル

釜山
新義州｝停車場ホテル

金剛山、長安寺及溫井里避暑ホテル（自六月至十月）

滿洲

ヤマトホテル

大連、旅順

奉天、長春

大連市外

星ケ浦

本社　滿洲大連市東公園町

支社　東京市麹町區永樂町丸ノ內ビルヂング內

鮮滿案內所（東京支社、大阪、下關）

石炭

撫順炭は各種工業用炭竝船舶焚料炭として燃料界に雄飛し煙臺炭は無煙にして亦諸種の用途に使用せられ滿洲朝鮮は素より海外各地に於て顧客の需要に應ずる準備を有す

電氣及瓦斯

大連撫順に電氣鐵道を又大連、奉天、長春、安東、撫順に電燈事業を經營す

大連、鞍山、撫順、奉天に瓦斯事業を經營す

製鐵所及試驗場

鞍山に製鐵事業を經營し銑鐵をも產す

公主嶺に農事試驗場ありて各種農產物及び緬羊の改良をなす

大連に窯業試驗工場を有し優良なる硝子器等を製す

滿洲之社會―第參卷第六號（大正十四年二月發行）

勞頭言―科學ご宗教の耻辱……（一）
有產的失業者問題……山田芙峰（二）
國家賠償……（八）
國家社會病ご其の治療策（上）……尾崎行雄（一〇）
社會事業の概念ご本質……齋藤樹（一九）
都市財源こしての土地增價稅（下）……前田稔靖（二四）
支那勞働運動……（二九）
獨逸の八時間勞働問題……在京記者（三〇）
神戶市經營の社會事業（上）……一記者（三四）
日本內地在留支那人の情況……（三九）
日本人及び其の勞働者ごの社會的關係
蘇生途上の大連聖德會……高橋月南（四三）

癈兵の社會的運動……（四六）
奉天の邦人自治機關……田原漢東（四七）
社會問題彙報……（五二）
□戰慄すべき交通事故の發生
□逐年増加する不良少年少女
□人類愛に燃ゆる若き傳道者
□時代に伴はない家庭の悲劇
□滿鐵が愈々設ける子供の家
□法律の社會化と家事審判法
□社會生活を脅かす三百代言
□日本では始めての兒童農園
□失業者救濟に就ての具體案
□歐米兩國の住宅問題の對策
□兒童救助萬國同盟會の支部
□東京に兒童會館の新設計畫
家族主義……（五八）
人類と他の生活……（六〇）
童話――友作さん……草野文太（六一）
創作――旱魃の村……小谷白汀（六八）
無電で各家庭に……（八一）
研究會の旨趣及綱領……（八二）

火災 海上 運送 保險

明治火災保險株式會社　千代田火災保險株式會社
東京火災保險株式會社　東京海上火災保險株式會社
日本火災保險株式會社　神戸海上運送火災保險株式會社
共同火災保險株式會社　大阪海上火災保險株式會社
橫濱火災海上保險株式會社　大正海上火災保險株式會社

代理店

三井物產株式會社
大連支店

大連市山縣通一八二號地

電話　代表番號七一〇一番

資本金 八千萬圓
積立金 千百貳拾四萬圓

大連市西通二番地

朝鮮銀行大連支店

電話（代表番號八一〇一番 宿直室用五七二〇番）
振替貯金大連一〇〇〇番

一般銀行業務、外國爲替並日本銀行代理店事務を取扱申候
尚銀勘定取引も精々御便宜に取扱可申候

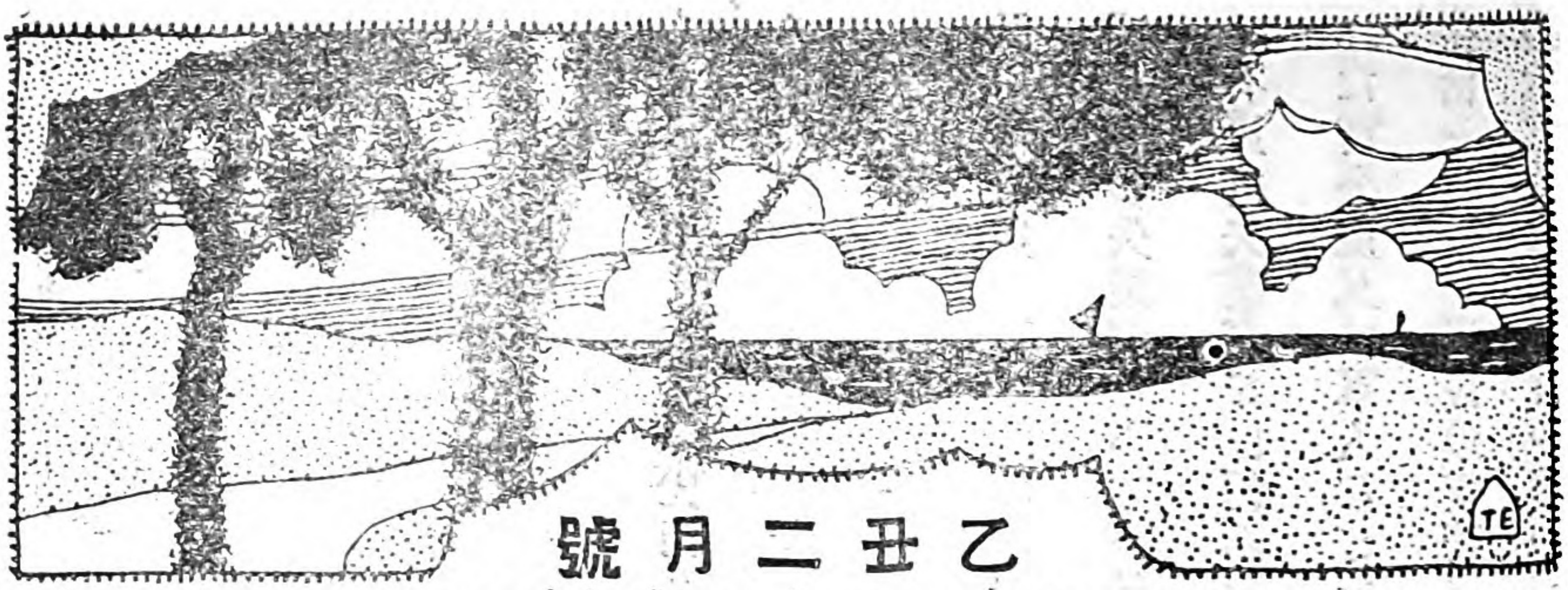
大連市濱町

滿洲船渠株式會社

本社營業所 大連市山縣通加藤ビルヂング内
電話五八五三番

旅順工場 旅順東鄕町
電話（四番 一〇八番）

大連工場 大連市濱町四拾五番地
電話（長四七一〇番 四九七五番）



科學と宗教の耻辱

曩に大本教事件なるものあり。今復た東京青山穩田の怪行者飯野吉三郎に纒はる事件あり。殊に此の後者は時めく上流者に多くの關係者を有する爲め世人の注意を惹くこと甚大なりき。此の事件も一種の社會問題にして、或點より看れば、信仰が理智を征服し理智が信仰を利用したるが如く思惟せらるる點あるのみならず、その裏面に幾多の罪惡と犯罪が潜めりと云ふは奇怪千萬なり。神又は佛をダシに使ひて私曲を營める者あるは痛嘆の外なし。

科學と宗教は兩立せざる可らず。科學の足らざる所は宗教之れを補ひ、宗教の足らざる所は科學之を補ひ、相待つて始めて人生の歸趨を明かにするを得べし。然るに現代社會殊に日本の現代社會は此の兩端の和合が十分に出來て居らず、智者に眞の信仰心あるもの少く、昧者は相率ひて迷信に走り、之がために神佛又は心靈などを奇術師の術を弄するが如く弄する者をして社會に跋扈跳梁せしむるに至る。此くの如きは實に科學と宗教の耻辱なり。

秋毫の私なき所に科學の尊貴と宗教の尊嚴と並び相存す。眞の科學者の如何に純なるかを看よ。眞の宗教家の如何に淸きかを思へ。之を利用して私利私曲を營むものは僞人なり。之を政治、經濟、社會に利用して何等か爲にせんとする者も亦等しく僞人なり。僞人相集まりて科學と宗教を玩弄す、社會奚ぞ濁らざらんや、抑々亦た智識と信仰、理智と感情の相背馳するも怪むに足らず。此の不合理不道德も社會廓淸の一問題として須らく稽ふべし。

有產的失業者問題

山田芙峰

無職者則ち失業者で、昔はこれを浪人と稱したものだが、浮浪人となると質が惡くなり、刑事の尾行が付くと云ふ事になる。處でその失業者なるものも今日はその種類が餘程多くなつた樣だ。審らかに之を分類するのは些か困難だが、大雜把に分けて見て、無產的失業者を第一に、次が智識的失業者、更にその次が有產的失業者といふ風に分類することが能きると思ふ。第一の無產的失業者は職を離れると直ちに食ふに困ると云ふ最も氣の毒な連中で、智識的失業者の大多數も同樣であり、今日職業紹介所の手を煩はすものは主として是等の失業者である。然るに有產的失業者のみは特別になつて居る。

有產的失業者とは何んなもので有るかと云ふに、それは遊んでゐる貴族、ぶら〳〵して居る富豪、職を離れた官公吏又は軍人などであらう。藤原氏の末葉時代には、公卿がだん〳〵墮落してしまつて、遊惰安逸の生活を貪り、庶民の疾苦など少しも考ねないで、閑に任せて遊んでばかり居たため、時人をして竟に『百敷の大宮人は閑あれや櫻かざして今日も暮らしつ』と唄はしむるに至つた。德川幕府時代の公卿の中には、食

祿が薄く、謂ゆる公卿の位倒れであつたので、楊枝削りなどの內職をして僅に露命を繫いだと云ふ憐れな者もあつた。然らば今日の有產的失業者の生活狀態は如何であるかと云ふに、中には存外苦しい生活をして居る者もあらうが、其の多くは恩給、株の配當、預金の利子、土地、家屋などの財產から上つて來る不勞收得で可なりな生活を營み、贅澤なものになると、例の文化生活など云つて上部ばかりで內味のない伽藍堂のやうな生活をして居るものもあるらしい。斯うした失業者の一群は、食ふに困らぬと云ふ强味がある上に、非常に氣位が高いので、餘程自分の氣に入つた役でもなければ、自ら進んで職に就こうとせぬ。彼等の或者は政治に干與し、或者は文藝に親み、或者は農牧業に從事し、老ひたるはこれで餘生を送るといふ有樣であつて、彼等の總べてが爲す事もなく唯ぶら〳〵遊んで居る譯ではないが、その生活は槪して不規則であり、働く時間よりも遊んでゐる時間の方が多いやうに思はれる。日本にも本國には此種の人間が大分殖ゐて來たやうだ。近代語の『有閑階級』とは蓋し彼等の一群を指稱したものだらう。

彼等は勿論無害の民で、一朝事ある場合には國家のために相當役に立つ人々であらうが、彼等の存在が社會上に如何なる影響を及ぼす乎といふことは、相當考慮すべき問題である。一方にいくら働いても滿足に生活の出來ない者があり、稼ぐに追つく貧乏なしではなくて、貧乏が稼ぎを追ひ越すといふ慘めな生活をして居る者があるのに、その一方に餘り働かないでその日の生活に不自由せぬ者があると、生活するには働かねばならぬといふ事が妙なものになつて了ふのみならず、有產的失業者の存在はたま〳〵無產勞働者乃至無產

的失業者の呪ひの的となり、好ましからぬ左傾思想を助長するやうな事になりはしまいかと思ふ。人が多くて職業に限りのある以上、人と職業とのバランスが取れないで、其處に幾何かの無職業者を生ずるのは勢ひの避けがたい所であるけれども、有産的失業者の數が無暗に殖ゑて來るのは、無産的失業者、智識的失業者の増加以上に深慮を要する重大なる社會問題ではあるまいかと考ゑられる。

この種の無職業者を如何に處理すべき乎は、大いに考究を要する問題だが、大谷光瑞氏の主張せらるゝ通り、これは彼等を海外に移住せしむるのが一番適切な策であると思ふ。今日海外に出てゐる日本人は、植民地在住者を加へて百二三十萬人位のものなるべく、殆んど總べての職業者を網羅してゐるが、貴族と富豪は數ふる程も出てゐない。退職軍人又は退職官公吏も餘り出てゐない。彼等の或者は曰く、本國以外に飛び出す者は食詰め者か、野心家か、それでなければ社會上の落伍者か、經濟上の失敗者である、公職のためなら兎も角、喰ふに困らない吾々が何を苦んで彼等と共に氣候風土の異なる海外に出づる必要あらんやと。斯んな間違つた考ゑを有つた者があるのだから、有産的失業者の海外移住が少いのは當然で、隨つてそれを引張り出すのは大骨折だが、實はそれ丈け彼等の妄見を打破し、彼等の心得違ひを難詰し、彼等の因循姑息と引込思案を痛擊し　さうして彼等の反省を促さねばならぬのである。

今日海外に出て働いてゐる者には相當確かりした人物がゐる、ヤクザ者ばかりではない、本國に姑息な生活をしてゐる者よりも智識あり、活氣あり、實力ある人物も少くない。この事實を先づ彼等不心得者にシッ

カリ見せ付けてやる必要があるが、それよりも本國の小天地で空疎な消費的生活をしてゐる高等遊民、有閑階級者、即ち有産的失業者のために言つて聞かすべき要點は、日本の今日が人と物との海外發展に待たなければ國命を保ち難い、と云ふ一事である。此事は彼等も恐らく知つて居るだらう。既にこれを知り乍ら進んでこれを行はないのは、未だ眞に知れるものと謂ふべからずで、彼等にして眞にこれを知るならば、國家のため、社會のため、如何なる障害を排除しても海外に乘出さねばならぬ筈である。

彼等有產的失業者の多くは相當の資力と智識を有つた人々である。彼等がこの二ッの實力を提げて海外に進出し、植民地に移住し、そこに自己の墳墓を築くといふ決心を以て何等かの事業を營むならば、それで無職業者、高等遊民、有產的失業者、有閑階級者といへる汚名を雪ぎ得るのみならず、内に起らんとする無產勞働者、無產的失業者の反感とそれに伴ふ左傾思想の芽生を緩和し、外に向つて我が國勢民力を進むる一方便ともなり、更に海外の事業を價値付ける事にもなるだらう。或は組合を設け、團體を作り、資力と智識とを出し合ひ、協同一致して海外に意義ある事業を開始するも亦可なりである。彼等の三分の一なりとも海外に雄飛するならば、對支事業も、滿蒙開發事業も、西伯利の事業も、植民地の事業も頓にその面目を一新するだらう。吾等は國家並に社會のために彼等の海外進出を希望する者である。

日本の植民地にはそれぐ\土着の民族が居り、滿蒙には大多數の漢人種が居り、勞働は主として彼等に依る事になつてゐる。其の結果、日本の植民事業は資本と智識の二ッの力で質的に進まねばならない樣になつ

て居るが、此點から云つても、資力と智識を具へた有產的失業者の海外發展が大なる意義を有する事を知るべく、彼等の植民地移住はその植民地の事業を一層質的に向上せしむる事になるだらう。又彼等が植民地に永住土着すれば、そして吾より祖を成すといふ堅き覺悟を以て事に當るならば、新社會の建設、新文化の創造、必ずしも難きにあらずで、コロニーの意義も亦始めて眞實化するだらう。

之からの日本人は海外到る處に自己の墳墓を築くといふ決心を以て外に進まなければならぬ。日本の國情がさうなつて居る。年々六七十萬人づゝも人口が增加し、國土は極めて狹少、資源も亦甚だ貧弱で、現に十數年前から人口と食糧との問題に惱まされてゐる國柄として、その過剩人口を外に移出し、更に資源を他に求むるといふ事は、實に我が國命を維持するがために必要已むべからざる要件である。外國人さへも此事は認めて居る。彼の極東通の英人ブランド氏の如き、米國の富豪ワンダービルド氏の如き、嘗てその意見を發表した。然るに移民には種々の故障があり、植民地には土着民との關係で勞働者を容れることが能きず、殆ど八方塞がりになつて居るが、それ丈け、無理な工夫をしても人と物とを成るべく海外に發展せしめなければならぬのである。此くの如き國情の下において、食ふに困らぬのを好い事にして、貴族、富豪、軍人又は官公吏の退職者などが高等遊民、有產的失業者、無職業者、有閑階級者となつて狹い本國の小天地に目白の押合ひ見たやうな生活をして居るのは、それ自體、甚だ不健全であるのみならず、本國の社會に惡い空氣を漂はせ、動もすれば險惡に流れんとする社會を一層險惡化する虞がある。彼等は宜しく我が現下の國情を深

察して國家並に社會のために決然海外に移住すべきである。彼等の身分から云つても、此事は彼等の常然負擔すべき義務でもあり、また回避する事の能きない責任でもあるのである。

我が本國は本國だけの臺所では何うにも仕樣がないから、日本はモハヤ人を養へぬ事になつてゐる。自給自足と云つても、此の行詰つた臺所を洋方面へと擴げて行かなければならぬのである。資本家並びに事業家はこの大勢に順應してドシ〴〵海外に投資企業すべきである。支店、出張所、代理店などの名義を以て海外に營業するのみに止めず、主人自ら馬を陣頭に進め、采配を振つて、新らしい事業を海外に興すといふ勇猛心がなくてはならぬ。錢屋五兵衞、呂宋助左衞門、濱田彌平などいふ天下の豪商を出した我が民族の後裔が今日の如き時代に引込思案をするのは大いに耻づべき事である。これは殊に富豪のために申したのである。

失業問題は今や我國でも一ッの大きな社會問題となつた。その失業者の種類は上述の如く凡そこれを三ッに大別し得るが、その内の無産的失業者と智識的失業者とは内面的にその救濟及び善導を講ずべきものとして、有產的失業者のみは主としてこれを海外に移住せしむるに若くはない。彼等が海外に發展すれば智識的失業者の一部もこれに伴れて同じく海外に職を求め得る事になるだらう。大谷光瑞氏が放膽的な縱横無盡の筆鋒を以て熱心に貴族、富豪、其他の海外發展を力說さるゝは寔に理由ある事である。今日の如き社會狀態の下に在りて、餘り働かずに生活するといふ事、それが既に罪惡でもある。

國家賠償

◆賠償法案なるものが司法當局から今期議會に提出される事になつたが此の法案が法律になると人權擁護が一段確實となるだらう◆この賠償法なるものは無實の罪で刑罰を課せられた者に對し國家がその者の損害と名譽を回復するため金錢又は謝罪を以て賠償の責に任ずるのである◆法律は人の作つたもので裁判官も亦人であるから醫師が時に誤診をするやうに裁判にも往往誤判があつて無辜の民を冤罪に泣かしめる事がある◆それで裁判は何處でも三審制度となつて居り二審制度であつた關東州の裁判も覆審法院に上告部を設けて本年から他の植民地と同樣三審制度となつた◆一審で有罪と決した者が二審で無罪となる事もあり一二審共に有罪と極つて三審で無罪となるやうな事もある◆故に控訴もし上告もする者が多くなるのだが困るのは此間全くの無辜のものが嫌疑のために刑務所に入れられ保釋假出獄しても自由の身ではなく有形的將た無形的に少からぬ損害を蒙る事だ◆結局無罪になつて出獄しても毀損された名譽は容易に回復されず社會のものは是等の人々に對して無理解と無同情で妙な警戒の眼を光らすといふ有樣◆然るに大權不可侵と國家絕對權の理由から我國の今日までの裁判にはその誤判に對して國家がその賠償の責に任じなかつた◆一寸來いで警察の留置場にブチ込まれたものゝ悉くが法の罪人といふ譯ではなく檢事の不法檢擧で大事な人權を滅茶苦茶にされる者も少くない◆それは二審三審の裁判によつて段々分りそして過失と誤判が訂されるが之を當人の災難として國家が何等その責に任じないのは寧ろ國家を誤まるものである◆斯んな所から國家を呪ふ者や無政府主義に共鳴する者などが出て來て謂ゆる危險思想とか云ふものを胚胎させるのである◆國家の威信は正義と並び行くべきもので既に正義立國である以上は國家を構成する國民の中に一人でも冤罪に泣くものゝ無い樣にするのが國家の責務だ◆封建專制の時代が去つた今日において尙ほその面影を思はせるやうな事が存在するのは之を國家の不祥事と稱しても可い◆賠償法案が議會を通過して法律になれば此の不祥事は取除かれるわけで我國にも之れで正義の光が司法の上に輝く事になる◆だが證據不十分で無罪になつた者は眞實の無罪ではないの

だから此の國家賠償がそれに迄も及ぶやうな事はあるまい◆國家が賠償の責に任ずる者は眞實の寃罪者に限られねばならぬ而して其の有形的損害は金錢を以て賠償し無形的損害即ち名譽毀損は新聞紙上で國家自ら謝罪するといふ事になるのだ◆斯んな事をすると國家の威信を傷付けると云ふ國家萬能論者もあるか知らないが正義のためには國家そのものも謙抑的であらねば成らぬのである◆これで人權擁護が一層確實性を増す事になるが同時に警察官、檢事、判事等の頭を改造するのも極めて必要な事だと思ふ◆警察も裁判も社會正義を原則とせねばならぬ社會正義則ち國家正義である此の原則的觀念を司法當局者は勿論、行政當局にもその頭の中にブチ込んで置かないと勝手な事をする樣になる◆行政にも隨分間違ひがある此の過誤を訂すがために行政裁判といふものがあるけれども滿足に利用されて居ない◆關東州も普通裁判に三審制となつたが行政裁判の基本たる行政訴訟法が行はれて居ないので此點はまだ闇である◆序に言つて置くが警務署を元の名稱通り警察署とした以上、監獄はこれを刑務所と改稱すべしだ臺灣でも朝鮮でも監獄といふ古い名稱は夙に改めて了つた◆警務署と刑務所とは語音相通じてまぎらはしいから警務署時代には監獄の名稱も已むを得なかつたと云へるが既に警察署と呼ぶことになつた以上その心配はモハヤ無用である◆監獄といふ名稱は昔時の牢屋を思はせる點があつて面白くないソレで日本々國ではこれを刑務所と改稱したのである◆この刑務所行きの總べてが法の罪人ではなく裁判の結果罪人となつて服罪した者の内にも頗る氣の毒な人間がある◆是等の者に對しては刑期滿ちて社會に出て來たとき之れに職と食を與へて正道に立還らしめなければならぬ免囚保護事業なるものは其處から起つたのである◆處が社會の尙甚だ幼稚な我國では今でも刑務所の門を潜つた者を飽くまで罪人視し多くの人々にはその罪を憎んでその人を憎まずと云ふ雅量がない◆國家賠償法が行はれて人權擁護の上に如何ほど確實性が増しても社會の狀態が此くの如く幼稚であつては仕方がない◆法律も社會化し裁判も社會化し警察も社會化すべしだが一般の社會心が少しも進歩しないでは社會化の效がない◆國家賠償法が行はれ樣といふ時代だ誰も彼も頭の洗濯に精出して欲しい。



國家社會病と其の治療策（上）

尾崎行雄

（一）國家社會の病狀並に病源

今日社會革新の實を擧げんと欲すれば、先づ第一に日本全國に蔓延して居る所の政治上の病狀を知り、第二に其の病の由つて起る原因を尋ね、而して第三に之を治療するには如何なる方法を以てするかと云ふ研究に着手するのが順序だと思ふ。今日日本が全國に亘つて病氣に惱まされて居るのは歴然たる事實で、政治上に、經濟上に、社會上に、何れの方面を見ても病あらざるはない。東京其他の大都市の自治體の如きも餘程重患に侵されて居る。その他日本各地の何れを見ても、檢事局へ喚ばれると喚ばれぬとの區別があるだけで其の實質に於ては誰も彼も概して不健全な人間ばかりである。啻に內地に於て然るのみならず、曩日十萬の同胞の血を流して漸く其の地歩を占めた所の滿洲や關東州を見ても、滿鐵の疑獄や阿片事件などが起り、獨り民間射倖の徒が之に關係したばかりでなく、當局官憲もまた其の不正事件に與つたといふ始末である。而も此等は僅かに日本全國に張つて居る所の腐敗、墮落の一端に過ぎない。

百疊敷、千疊敷の室にある疊の一二枚を上げて叩いたら埃が出た。それで世間多數の人はそこに特別の塵埃があると思つて居り、まだ警察や檢事の手に掛らぬ者は恰かも埃なき疊の如くに考へて居る様だが、之れ

は大なる鑑定違ひで、實は千疊敷の疊の何處を上げても叩けば同樣な挨が出る。必ずしも東京や大連だけが穢れて居るのではない。日本全國到るところ皆同じ樣な情態を呈して居る。之が今日の病狀で、政治界と言はず、經濟界と言はず、社會の有りと有らゆる方面が皆紊れて居る。實を申せば、殆んど日本帝國の各方面が世界に對して申譯のない程に腐敗墮落して居り、國家の前途は殆んど手を着けることの出來ぬ程に行詰つて居る。然るに世の近眼者流は未だ之を見ることが出來ず、見ても徹底せず、徒らに太平樂を謳つて居るが是れまた健康體でない證據であつて、益々痛歎すべき次第である。

自ら病あるを知れば警戒もするが、如何なる大患に罹つても自ら之を知らなければ警戒をしない、從つて病は愈々重くなり、遂に如何なる良醫と雖も救ふべからざる重態に陷るのである。我邦の現代は既に殆ど救ふべからざる重態に陷つて居るかの如く見ゐる。斯の如く社會の各方面に腐敗、墮落、罪惡、犯罪等の事實を見ざるなしと云ふ情況に陷つた其の原因は何である乎。病は現に見ゐて居る、少しく注意する人には判るが、此の病の原因は何である乎と云ふと、診察する醫師によつて鑑定が大分違つて來る。病狀は誰が見ても略ぼ同じ樣に見ゐるが病源に至つては診察する人々によつて種々意見を異にする。我輩は此の病を診察してその最も大なる原因は、立憲の世の中に於て、則ち大正の今日に於て、尙ほ德川時代に行はれた封建的思想及び感情が日本人を支配して居ることであると考へた。つまり此の封建的思想が國家社會病の根本原因であると診察した。爰に於て封建政治と立憲政治との區別を一應詳述する必要が起る。

初め人間が世の中に生れた時は草味未開の民、殆んど禽獸同樣であつて、個人々々に力强き者は他の力弱き者を壓し、猛獸が弱き者の肉を食ふが如き情態であつたらうと察せられる。其後何千年か何萬年かの歲月を經て、人智漸く進むと共に、猛獸情態が一變して、個人々々の力に依らずして、組織力卽ち大勢の人の力

を集めて之を用ひることの出來るものが經濟上、政治上、其他凡らゆる方面に勢力を得て、世の中を支配する樣になる。其の時代が則ち封建制度の起る時代であつて、道理はまだ判らないが、力だけは誰にも見ねる從つて力より起る所の勝敗、利害、損得だけは明かに之を認めることが出來る。それに依つて自己の進退を決する。其頃の人間は勝つか負けるか、損か得か、利か害かと云ふ事を以て進退を極める所の標準と爲した正邪曲直或は順逆と云ふ觀念も、朧げに起つては居たけれども、人の進退を定むる程に有力なるものでは無かつた。之が半開不文の社會の情態であつて、此の情態の下に於ては、大抵の國において封建の制度が起る日本の實例を稽へても、鎌倉以後德川の末に至るまで、無慮七八百年の間は封建の世の中であつたが、此の時代の特色はどんな惡い人間でも武力さへあれば支配階級となり得ることであつた。爰に於て北條の如き伊豆の田舍侍、而も其の身は殆ど取るに足らない陪臣であつても、多數の力を集めて之を自由に用ひることが出來れば、日本全國を我意の儘に動かして、爲さんと思へば何事でも爲し得ざる所なく、而も全國の人民が頭を下げて之に服從した。之に反して世界に類例なしと常に歷史家が誇る所の我が由緒正しき神武天皇以來の朝廷でも、如何に其の位置が高くあらうが、如何に其の立場が正しくあらうが、武力が無ければ何等の働きをも爲すこと能はずして、遂に北條の如き者に抑へ附けられ、甚だしきに至つては、曾て全國に君臨し給ふた御身分を以て島流しにされるが如き悲慘なる狀態にさへ陷り、而も全國の人民は之を見て平氣で居たのである。少數の勤王家は憤慨もしたらうけれども、全國大多數の人民は唯だ北條の力を認めて朝廷に對する道義をば一切認めない樣であつた。正邪曲直の觀念が如何に幼稚であつた乎、勝敗利害の打算が如何に强かつた乎は、此等の事蹟に就いて明かに見ることが出來る。

此の時に當つては、北條泰時が單騎馬に鞭つて西を指せば、關八州の子弟は喚き勇んで其後ろに附き、京

都に攻め上り、そして朝敵となつたのである。苟くも朝廷に向つて弓を引くことの臣子の本分として爲す可らざることである位の事は、朧げに理解して居る者が關八州の子弟中にもあるべき筈であつたが、彼等の智識と當時の社會文化の程度とは、その正しき觀念に依つて進退を決するまでに進んで居らなかつた。唯だ北**條の家臣となつた以上は之に忠義を盡さなければならぬ、朝敵となつても自分に直接祿を與へ保護をして吳**れる人の爲めに働くのが忠義であると云ふやうな淺薄皮相の觀念を抱いて居り、また北條は強い、朝廷は弱い、強い方に附いて居つた方が得であると云ふやうな陋劣なる念慮に依つてのみ動き、斯うして關八州の子弟は一號令の下直ちに全部朝敵となつて京都へ攻め上ることを敢てしたのである。如何に人智が蒙昧で、社會の組織が不整頓であつたかは、此の一事を見ても判るのである。

(二)封建的思想及び感情

其後三百年程經て織田信長の時代に至れば、少しは我が同胞の智德が進步したであらうと思つて調査して見ると、何ぞ料らん舊態依然として變つて居ない。一日明智光秀が「敵は本能寺に在り」と號令した。光秀の家臣暗愚なりしとは言へ其處には信長が宿つて居る位のことは知つて居つたらう。信長は光秀の主人である主人を討つに行くのは大逆無道の振舞であると云ふことは朧げにも知つて居た筈であるのに、全軍勇んで本能寺に攻め掛け、竟に主君たる信長を燒殺して了つた。北條の號令に依つて京都へ攻め上つた三百年前の人間と、此の時代の人間と、正邪順逆の何物たるかを解せぬ無智陋劣の點に於ては少しも變つて居ない。それから後更に三百年ほど經た明治の末、大正の初めに當つて、我が帝國臣民は如何なる事を爲して居た乎。茲に其の一事例を擧ぐればそれは我輩が議會へ提出した軍備制限案である。之でなければ差當り日本は破産情

態に陷り、民衆は塗炭の苦みに落ち、殆んど救ふ可らざる窮境に陷ると云ふことだけは、朧げに知つて居る者は幾らもあつた。現に憲政會、其の當時我輩の屬して居つた憲政會の中の或者は勿論の事、當時の反對黨たる政友會の中にも大分それを知つて居つた者がある。尋ねもしないのに、我輩に向つて、如何にも尤もな議案であるから、是非とも御盡力が願ひたいと言つた者が幾らもあつた。然るに之が議事に上つて、黨の首領が國家の爲めに必要であつても黨の利益にならぬから之を否決せよと言へば、北條時代の泰時の郎黨、又は光秀の家臣と同じ樣に、是非善惡の別なく寄つて群つて之を否決した。

萬事斯うした狀態で、今日に至つても民衆の判斷力は少しも進步して居ない、正邪善惡に依つて動かない唯だ自己の屬する黨派の命令通りに働くことのみは、七百年前に於ける北條の郎黨と同一である。立憲政治の運用がどうも適當に行はれぬのは、此の魂、此の謬つた觀念あるが爲めである。東京その他の都市に疑獄が起り、見るに堪ねない醜態を現はすのは何の爲めである乎、人民の魂がまだ正邪順逆に依つて進退する程に進まず、利害得失のみに依つて振舞ふ結果である。八百年前の未開野蠻時代の人は、利害と勝敗との外に社會に進退の標準となるべきものが無いと思つて居つたが、今日でも尙ほ同樣な觀念を持つて居る者が多い腐敗事件、犯罪事件は其の爲めに起るのである。既に勝てば宜い、利益になれば宜い、成功すれば宜い、正邪は問はない、善惡にも重きを置かぬと云ふ觀念を以て進めば、そこに法律を犯し或は潜るが如きことは當然起るべき筈である。人が正邪善惡の念を以て動けば、法網に觸れやう筈はないが、利害得失の念を以て世の中を渡れば、どうしても利益の爲めに法律を潜るか犯すかする事が起り易い。

我邦現在の法律制度は、上は憲法より下は市町村制度の末に至るまで、悉く歐羅巴の文明國が既に力の社會を脫して道理の社會に入つてから出來たものを模範として作つたのである。歐羅巴に於て封建制度が廢止

されたのと、我邦において封建制度が倒れたのと、之を同一事の如く見て居る人が世間にある樣だけれども、それは甚だしい誤解である。歐羅巴では文明の進歩した結果、力に依つて出來た、また力を基礎として成立つた所の封建制度には、何人も滿足することが出來ず、則ち道理の世の中となつたが爲めに、霜が日光を受けて融けて了ふが如く、封建制度が自然解けて無くなつて了つたのである。然るに我邦に於ては、今日ですら民衆がまだ道理に依つて進退せず、勝敗損得と力を基礎とした觀念に依つて支配されて居る。蜂須賀小六の如きは歷史で之を强盜と傳へて居るが强盜でも力を幾許か集むることが出來れば大名になれた。黑田如水もまた博徒か博勞をして居つた者だが之がまた幾許かの力を動かすことが出來て大名となつた。元龜、天正以後に興つた多くの大名は、掏摸か强盜か博徒かの類だらうが、此等の者でも力さへ集むれば大名となれた其の子孫が今日公侯伯子男と爲つて社會の上流を占めて居るのは、要するに封建時代の餘弊が存ずるからの致す所で、道理を無視した社會の情態が之をして然らしめたものである。

强盜の蜂須賀小六は幾十萬石かの領主となつたが、神武天皇の御子孫は畏れ多くも僅か十萬石の手當を以て京都の片隅に蟄居し給ふた。之れで何の道理がある、何の忠義心がある。口には忠義とか何とか高言するけれども、實際においては、强盜の家來にはなるが朝廷の爲めには働かぬと云ふ人間が全國に充滿して居つた結果、悼ましい哉、八百年の久しき朝廷は式微に陷つて居たのである。其の事象を眼前に見て居りながら民衆の多數はそれを改むることを得ずして德川の末に至つた。そして偶然その時に外國との關係が起り、幕府が倒れて朝廷が全國に君臨し給ふことゝなつたが、封建制度はまだ依然として存じて居つた。我が國民の智識及び道德は力に依つて起つた封建制度と相容れざる程進歩して居なかつた。斯うして歐羅巴に於て封建制度が倒れたとは全く異つた情態の下にあつたが、然し强盜や掏摸の子孫を大名として何時までも保存して

置いては、王政古に復したとは申し條、朝廷の本當の働きは出來ない。且外を見れば斯樣な不思議な國家は數百年前にはあつたが、明治の初めには何處を見ても無い。斯る不合理な國家は他に無い。文明は未だ進歩しないが、一には他國の眞似をしたいのと、一には朝廷の權力を全國に及ぼす必要に迫られたのと、此の二種の原因に依つて突然廢藩置縣を實行し、力を以て封建制度を廢した。それが我國の維新改革であるが、歐羅巴に於ては人智が進んで自然に封建制度が消ねたのである。則ち道理の世の中になつた爲め力に依つて成立つたものが自然に消滅したのだ。我邦に於ては一般が未だ道理の世の中に進んで居らぬ爲め、封建制度が依然として活きて居たが、內外の形勢已むを得ず力を以て之を無理に廢したのである。故に制度は廢止されたが封建的思想と感情とは今日も尙ほ依然として存在して居る。

(三)法律と思想との撞着

七八百年前に人間が勝てば官軍、負くれば賊軍と考へた如く、今日の我が同胞もまた之と同一觀念を抱き大義名分を解せぬ者が不幸にして全國民中に多數を占めて居るやうに見ねる。之が國家社會病の根源である彼の憲法、府縣制、市町村制は皆道理に基いて出來たものであつて、力に依つて出來た制度ではない。生命財產を保護するが爲めに生命と財產を持つて居る人が代表者を出して之に關する法律規則を議定する。如何にも合理的な方法であるから道理の世の中になつた國では皆此の方法を用ひて居る。我が國人は未だ道理を辨へないけれども、範例を西洋から求め、全國から衆議院議員を選出して、之に生命財產に關する法律規則を議定せしめる事にした。然るに形式は整つたけれども精神が入つて居らぬ爲め、立憲政治は次第に墮落して、衆議院は遂に動物園と言はるゝ樣な情態に陷つた。一言にして之を盡せば、道理の世の中になつて出來

た制度法律を、我邦に於ては今日でも力の世の中に住んで居る人間が力を以て運用して居る。道理に依つて運用しなければならぬものを力に依つて運用して居る。正邪曲直の觀念に依つて運用すべき制度法律を利害得失若くば勝敗と云ふ觀念に依つて運用して居る。則ち制度と之に對する人間とが全然相容れない情態を示して居る。從つて何れの制度を運用しても適當に行はれやう筈がない。[illegible]を枉げることになる。其の結果として犯罪者が全國に充滿すると云ふ事になつたのである。彼の議員選擧は己れの生命財産を己れに代つて支配せしむる人間を選ぶのであるから、道理の上から言へば是程大切なものはないのだが、其の道理を解することの出來ぬ人間に選擧法の運用を託すると、唯だ勝ちさへすれば宜い、負けさへしなければ宜い、と云ふことが主となるから、買收、脅迫、誹託至らざる所なしと云ふ事になる。候補者も惡事をすれば選擧民も惡事をする。道理は少しも選擧の際には行はれぬ。此の實際を見れば制度と人間とが如何に隔離し如何に撞着して居るかが略ほ理解されるであらうと思ふ。

政黨の如きも、歐米諸國に於ては道理の政體を運用するに必要なる機關となり、此の機關が勢力を增して人心を收めやうとすれば、善事の競爭をする外に其の道はないが、我邦の謂ゆる政黨なるものを見れば、善事の競爭をした例は、明治十二三年以來、則ち政黨なるものゝ成立して以後今日に至るまで何時何處にも見ねぬ樣だ。我邦の政黨は年百年中惡事の競爭をのみして居る。惡事を多くする政黨は仲間が殖ゐるが惡事をしない政黨は衰微する。惡事に成功する人は一方の領袖となることが出來るが善事をすれば仲間から放逐される。之が今日の我が政黨の現狀である。右は中央の政黨のみならず地方の政黨も同樣である。全國各地を歩いて見ると何處へ行つても惡事競爭の證據を目擊する。例へば此處に中學校を一つ建てると云ふ問題が起る、すると十目の見る所、十指の示す所、誰の眼にも最も適當な場所は、何れの中學校建設の候補地にも必

らず有るものだが、然し十人が十人まで最も適當と認むる場所に建設すると、「學校を建てゝやるから入黨せよ」と言つても、入黨者は比較的少ない。當り前の事をするのであるから入黨する必要がないと考へるものと見ゆる。是に於て地方の政黨員は最も適當な候補地を避けて、稍々不適當な處へ建てる事にして「實は甲の地へ建てるのであるけれども枉げて乙の地へ建てゝやるから入黨せよ」と言ふ。さうすると「それは有難い」と言つて大分入黨する者がある。更に狡猾な政黨員はそれもしないで、最も不適當な處を選んで、「此處は建つ可らざる處であるけれども諸君が皆入黨すれば此處に建てゝやるが何うか」と交渉すると、それならばと町村長を初め全部申合せて入黨することになる。之が爲めに最も不適當な處に建てられた中學校が全國各地に於て發見される。斯うして不合理な事が勝を占めるのである。

此くの如くして惡事をすれば其の政黨は榮ゆ、善事をすれば入黨者も何も無いといふ有樣だが、鐵道敷設の如きも同樣で、最も必要な地は後廻しにして不急な處を先にする。停車場でも不便不利な處へ持つて行くと大いに入黨者があるが便利な處へ停車場を設けては入黨者が比較的多く出來ない。則ち道路、橋梁、堤防學校、港灣等凡らゆる問題に就いて惡事の競爭が行はれて居る。道理が社會を支配する國に於ては、こんな不都合な事をすれば、現に其の利益を受くる地方の人民と雖も承知しない。斯る不公平な事をすれば國家並に社會の害となると言つて拒絶する。故に道理の社會に於ては、政黨なるものは善事の競爭をしなければ黨勢の擴張が出來ないが、力の社會に於ては惡事をしなければ黨勢の擴張が出來ぬ。

右は單に我輩が實際見聞した事實の一端に過ぎないが此くの如き徑路と理由とで何事も皆惡い方面に向つて行く。其の間に立つて働く者は國家及び社會の公益よりも個人又は團體の私利を考へる樣になる。正邪曲直よりも利害損得を學び、何でも得の行く樣に、儲かる樣にと云ふ考を以て行くから、遂に法律を潛る樣に

なり、また刑罰を免れることが出來ると云ふ鑑定が附けば、正面から堂々と之を犯すことにもなるのだ。全國市町村などに犯罪者が多く出るのは損得や勝敗の爲めには法律を潜り若くは犯しても宜いと思ふからである。夫等の徒が法律に觸れて懲役にでも行けば、世間は前科者として之を批難攻撃するが、巧みに法網を逃して金を儲け、其の金を少しばかり獻上して華族にでもなれば、世間は御前樣と稱して之を尊敬するのである。獻金して華族となつた富豪と、誤つて刑法に觸れて世間から輕蔑される前科者とを比較すると、一方は狡猾にして國法の網を潜り、一方は比較的正直にして之に引掛つたと云ふだけの差異に過ぎない。力を以て世を渡らうとすれば、上手に法律を犯すか、下手に法律を犯すかの差はあるが、利益のために之を犯すと云ふ氣は無論發生する。其の結果として犯罪者は全國に充滿する。何れの町村と雖も、檢事、警察官が眞の活眼を開いて之に臨めば必らず罪人が居る。罪人の居らぬ町村のある筈はない。則ち制度法律と現在の文化の程度とを對照すれば、實際は無理が通れば道理引込むといふ力の世の中であつて、而もその社會に適當しない力の世の中よりは一段進んだ制度法律が行はれて居るのである。

社會事業の概念と本質

社會局書記官　齋藤樹

往時の救濟事業に比較して現時の社會事業は種々なる點に於て偉大なる進化を遂げて居る。隨つて今日の社會事業は往時の救濟事業に對すると同一の思想を以てしては了解の出來ないことが多い。救濟事業が窮民其他の弱者に對する保護救濟の作用のみを目的とし、之をその事業の内容として居つたに比較して、現在の

社會事業は其の內容が極めて擴張されて居り、其の方法が組織的に科學的に變つて來た。斯くして社會事業は一の大なる系統を成す樣になり、社會事業を營むに就いて其の根本となるべき思想上の變化も亦著るしいものがある。この多くの變化を來たした社會事業は、窮民其他の弱者に對する保護救濟の制度としてのみ看ることが出來ず、窮民其他の弱者以外に於て、この社會事業の發達に依つて一般國民の生活の安定、生活の向上充實を圖ることになつて來た。斯ういふ風に進んで來た結果として社會事業の範圍は生活の安定を得ざる者全部を悉くその對象とするものでなければならぬ樣になつて居る。

佛蘭西に自由平等の思想が起り、革命その他の犧牲を拂つて到達し得た所の結果は何であつたかと言へば今日に於ては法律上の自由、法律上形式的の平等である。法律の前に於ては總ての人は平等であり自由であると云ふ事である。斯うして形式上の自由平等は其の實現を見ることが出來たが、實質的の我等の生活そのものに就いて考へれば、當時社會改善の急先鋒となつた人々の考へて居つた事柄はまだ實現されて居らない多くの人々は、徒らに形式的の自由平等なる地位に置かれたと同時に、往時に存在した生活上の保障を失ひ其の結果、現代人の生活の內容は著るしく不安を愬へる樣になつて來た。爰に於て既に到達し得た所の法律上の自由平等を更に一步進めて生活上の自由、經濟上の平等まで擴め樣とするのが、恐らく今日の多くの人人の腦中に往來する考であらうと思ふ。この思想、この自由平等を更に我等の生活上に將た經濟上に實現しやうとする現代人の要求に關する問題、それが社會問題であると我輩は考へて居る。

今日我等の社會生活には政治方面の生活があり、經濟方面の生活があり、更にこの政治、經濟の兩方面を離れて別に一般的の人と人との社會生活、狹い意味に於ける社會生活の方面がある。この三種の方面に於て多くの社會問題が現はれて居る。例へば政治生活の上に於ては選擧權を擴張して總ての人に平等に選擧權を

與ふべしとする運動があり、經濟上の問題としては、職業の選擇が自由であり、我等の生活が自由であるべき筈であるにも拘らず、今日の資本、勞働の關係に於ては、勞働者は弱者の地位に置かれ、法律上の自由平等は徒らに形式上に止まり、實際上に於て勞働者は資本家又は使用主側の壓迫を受くるの餘儀なき情態の下に立つて居る。**爰に於て勞働者は自身の生活情態を向上せしめ、充實せしめ、安定せしめ樣と云ふ主張の下に資本家と對抗せんとするに至つた。**今日の勞働運動がそれである。

其他の社會生活方面に於ても、例へば家族制度をば將來如何に維持し進歩せしめて行くべきかと云ふ問題があり、之と關聯して婦人問題なるものも起つて來た。女子なるが故に選擧權も與へられず經濟的の活動の自由さへも與へられて居らないのは問題である。然るに近世文明の進歩に伴ひ、廉い勞力が要求されるに從つて、婦人勞働者が次第に殖ゑ、婦人が職業を求むる樣になつたので、勢ひ其處に男女間に於ける競爭（競爭といふ言葉は或は當つて居らぬかも知れぬが）が起つて來た。又婦人は從來家庭内に於てのみ生活し、其の夫の人格の背後に隱れて居るべきものとせられて有つたが、今日に於ては婦人も經濟上に活動すべき自由を與へられ、或は選擧權までも獲得せんとする運動が起つて居る。婦人も徒らに家庭の内部に跼蹐して、其の兒女を育て、單に臺所に於いて働いて居るだけでは足らぬ樣になり、それと同時に、先づ妻となり母となる前に人間とならなければならぬと云ふ考ゑが婦人の間に起つて來た。有名なイブセンの『人形の家』と云ふ脚本に、其の主人公であるノラが八年間連れ添ふた夫を棄て、三人の子供を棄てゝ家出をしたことが書いてあるが、其時にノラは『敎へられる儘に妻となり、敎へられる儘に母となつたが、然しながら妻となり母となるべき前に自分は人間とならねばならないのである』と云ふ言葉を遺して家出をしたのである。其の思想が正しいか正しくないか、其點は問題であるけれども、兎にも角にも今日は婦人が男子に對して平等を要求

し、併せて女子の自由を要求する時代になつて來たのである。

斯くの如く政治生活の方面に於ても、經濟生活の方面に於ても、或は家庭其他の社會生活の方面に於ても自由平等の思想を根柢として多くの社會問題が現はれて來た。此の變遷推移の時代に方り、吾々人類は曾て革命の手段に依つて法律上の自由平等即ち形式上の自由平等を實現したが、今日は更に一歩を進めて實質上の自由平等、生活上の自由平等を實現せんが爲めに、現在の社會組織を再び根柢から覆へして掛らはねばならぬと云ふ過激な意見を有つた者がある。されど苟くも國家を造り社會を成して生存して居る我等としては是等の説に對して直ちに肯定を與ふることが出來ない。從來單に形式的の自由平等を實現するが爲めに拂つた所の我等の犧牲が如何に多大なるものであつたかと云ふことを考へ合せて、實質的の自由平等を實現せんとする際に再び之を繰返し、そして多くの犧牲を拂ひ、文明の進歩を一時停滯せしめ、それでこの生活上の自由平等に到達することが果して出來るかどうか、其事に付いては大なる疑なきを得ない。多くの學者の間に種々な説を爲す者があるけれども、國家の組織を進め、そして社會の進歩を希ふ上から考へて、現在の社會制度を根柢から覆へさうとする思想は、多數の人々から是認されて居らない。我等は國家それ自身の目的社會それ自身の進歩と云ふ樣な大方針の下に、現在に於ける社會制度は其儘に之を是認し、その一方において、現在の制度より生ずる所の種々なる弊害を矯正すると同時にその社會的缺陷を埋める爲めに出來得る限りの努力をしなければならぬと考へる。之が即ち謂ふ所の社會政策である。

そこで今日標準生活以下の生活を營んで居る人々に對しては、之を標準生活まで引上げる所の努力、イヤ標準生活まで引上げる所の社會的設備が必要であり、それと同時に、或る人々の經濟力に對し、その富の力に對して或る制限を加へる必要がある。再言すれば、一方に於ては標準生活以下の生活を營む人々に對して

之を標準生活まで引上げ、他の一方に於ては巨大の實力を擁して唯物的の生活を營んで居る人々に對して其の富の力を或る程度まで制限し、而して其の富が個人の利益の爲めのみに使はれるものでなく、之を出來得る限り社會の爲めに應用せらるゝ樣にしなければならぬ。謂ゆる社會事業なるものは標準線以下の人々の生活を標準生活線まで向上させやう充實させやうと云ふ社會的努力である。富豪の邸宅に對して邸宅税を課すべし、庭園税を課すべし、或はまた相續税の率を高くすべしと云ふ樣な議論が行はれるが、是等も富の力を制限し、其の富の力を國の權力に依つて國家に收め、それが社會的に利用される樣にしやうと云ふ主張である。所得税の如きも數次の改正に依つて下の方に輕くし段々上に至るに從つて重くする樣になつて來た。所謂この標準生活なるものを考へて、總ての人をして標準生活まで向上充實せしめ樣といふ努力と、富の力に對し或る程度の制限を加へんとする所の國家の權力の作用と、之が相並行された場合において社會政策の目的が達せられるのである。經濟上の社會政策は勞働問題との關係に過ぎないけれども政治上の廣い意味においての社會政策はこの二種の內容を有するものと認めて可いと思ふ。

社會事業とはこの國家社會に於ける社會政策の方針が具體的に實際の設備として現はれたものを稱するのである。然しながら今日の考に於ては、財力に對する制限、即ち富を社會的に利用することを强制することまでを社會事業とは稱して居ない。隨つて社會事業の範圍とする所は、萬人を標準生活まで向上せしめてその生活を安定せしめ樣と云ふ迄のもので、その社會的施設が今日の社會事業である。標準生活と云ふことは素より之を簡單に言ひ現はすことが出來ない。計數的に之を示すことは或は不可能ではないかとも考へるが今之を抽象的に解するならば、單に雨露を凌ぐだけの住宅に入り、單に寒暑を防ぐだけの衣類を着、飢餓に堪へるだけの食を攝つて居る最小限度の生活は、素より標準生活であり得ない。標準生活には、更に其の上

に老後の爲めにする準備の講ぜられ得るだけの餘裕があり、自己の子孫を優秀なる國民として此の世の中に殘す爲めに彼等を敎養するに必要なる相當の餘裕があり、或は不時の災害不幸等に對して準備する所があり又別に現代の文明を味ひ現代の文化に觸れた生活を爲し得るやうな餘裕を有する、といふ事が必要になるのである。今日流行する言葉で言へば、或る程度の文化生活を營み得る生活でなければ、現代生活に適したものと謂はれず、標準國民として看ることの出來る生活內容とは言はれない。

今日の我等は概して生活の不安を感じ將來に對して準備を爲すことが困難である。今日は多くの文明の利器が社會に備へられる樣になつて居るけれども、若し我等に之を利用するだけの經濟力が無く、或は精神力が無かつたならば、是等の文化的設備も何等益する所が無いと云ふことになる。隨つて何人も此等の文化的設備を利用し得るだけの精神力並びに經濟力に付いての餘裕を有ち得る樣にならなければならぬ。斯くの如き標準國民が世に滿つるに至つて始めて國家も社會も其の進歩を遂げることが出來るのである。之は防貧事業の範圍を考ふる上に於ても必要な點である。要するに社會事業なるものは標準生活以下の人々の生活を向上せしめて標準生活まで之れを充實せしめる爲めに行はるゝ所のものである。

都市財源としての土地增價稅（下）

前田稔靖

（ロ）增價額（承前）　之に反し獨逸法は前取得價格に據ることゝし、又最後の課徵法律事實が納稅義務の發生より四十年より以前に係はるときは、その時期に有した價値を以て取得價格とした。また關東廳の規

則に於ては、土地の既價格を該規則施行の日に於ける價格とし、その價格の決定方法に就いては何等の規定がない。尙ほ地價決定の方法として申告に依らしむることも亦一方法である。併し乍ら之によると前獨逸領膠州の規則に於けるが如く、政府に於て先買權を有するに非ざる限り、決して有效であるとは言へない。我國の地方財政に於て果して此種の餘裕ありや否やは頗る疑問である。

次に前取得の時期を遡及せしむる程度も亦一考を要する問題である。我が勅令案は勅令施行前に土地を取得したるものは勅令施行の五年以前に遡りたる地價を以て原價とする旨規定してある。獨逸の如きは前叙の如く四十年以前に遡らしめ、之に反し英國法及び關東廳規則は不遡及の原則に據つて居る。顧ふに此の兩方法は自ら斯税の收入に影響を及ぼすと同時に、餘りに遠く遡及せしむるときは、納税者の負擔を過重ならしむるの弊がある。斯税の課税標準は不勞增價なるが故に土地に加へられたる改良費は之を除外すべきである。例へば鑿井、整地、植樹用等の惡水路、專用道路、堤防等の如きは、凡て土地に對する改良費に屬するものである。前に加へられた改良費にして現に存在せず、從つて之を推知し得ざるが如きものは、之を控除することは事實上甚だ困難である。從つて改良工事は永久的の性質を有し、現に其の價値をなすものに限ることとなる譯である。又その控除方法に付いても、現在價格と前取得價格との差額(即ち增價額)より控除するを普通とするも、或は改良費を前取得價格に加算して課税標準を算出する方法もある。此の如き改良費の控除は何れの增價原規則に於ても之を認めて居る。尙ほ此外に登錄税の如き取得費用も當然控除せらるべきである。我が勅令案に於ては土地の改良工事其他登錄に要したる費用は之を增價額より控除する旨の規定がある。因に獨領たりし膠州の土地取得規則に於ては買得者が自ら其の土地改良の爲めに投じたりと表示する費用と其れに對する六分の利息とを增價額より控除したるものを課税標準としてゐた。

（ハ）免除　我が勅令案には公共團體か公共の用に供する爲めの土地には課稅せざる旨の規定がある。英法、獨法共に此種の規定を存して居るから、之れは一般的のものと言へる。

（ニ）稅率の成形　免稅點に就いては、或は之れを設くべしとする說と、本稅は土地の增價額に對し課稅するものなるが故に、最小額の增價額と雖も免除すべきにあらずとなす說とがある。恐らく後說が正當であらう。我が勅令案も又免稅點を設けない。然るに英國法は增價額五磅以下を免除し、關東廳の規則も亦五百圓未滿の增價額を免除し、獨逸法の如きは、讓渡價格建築地に於ては二萬馬克以下、空地に在つては五千馬克以下なるときは免稅すべき旨の規定がある。

尙ほ稅率を比例累進何れになすべきやも一の問題である。顧ふに方今租稅が給付能力の程度に應じて負擔せしむるを通則とする以上、累進率殊に超過額累進率に據るが至當である。然るに英國法の如きは五磅毎に一磅を課徵する。卽ち增價額に對する二〇％の比例稅である。又獨領たりし膠州の規則も三割三分三厘の比例稅である。之に反し獨逸法は取得價格に對する增價の割合に應じたる累進率を採用し、關東廳の規則も亦原價額に對する自然增價の割合に應じ累進率を課し、而して我が勅令案は增價額が原價の百分の十以下のものは百分の十以內、それより以上は順次增價の割合に應じて累進率を適用し、百分の四十以上の場合は百分の四十を課す事になつて居り、此間自ら多少の差異が現はれて居る。

（ホ）租稅主體　勅令案は有償移轉の場合には原所有者に其他の場合に於ては現所有者に課徵する規定である。斯稅の性質上有償移轉の場合に於て前所有者を納稅義務者たらしむることは至當である。獨逸法に於て納稅義務者は原則として賣却者とし、一定の事情の下に於ては賣却價格の百分の二までを收得者に於て義務を負ふものとし、英國法に於ても賣主又は貸主を以て納稅義務者として居る。以上大體に於て課徵方法

を述べた。次に斯税が都市計畫財源として適當なりや否やを述べて見たい。

都市計畫は數年若くは十數年に亙る長期の計畫に屬するを常とし且相當巨額の費用を常住的に支出するものである。從つてその財源も亦確定的のものたることを要する。而して土地增價税は都市の繁榮に連れて騰**貴せる地價を課税標準として押ふるものなるが故に、理論上に於ては都市計畫財源として間然する所はない**が、併し乍ら斯税は土地の自然增價と云ふ事實を前提として成立せるものであつて、此の事實の減少若くは滅失によりて當然その生命を失ふものである。方今社會の趨勢よりすれば、土地が漸次騰貴を續くることは疑ひなき所であるが、他面に於て又景氣不景氣によりて絕えず左右せられて消長し、果して確定且充分なる經常收入たり得るや遽に斷言することは出來ない。又之を過去の實例に徵するも豫定の收入を得ざりし場合が尠くない。今英國の斯税實施當初に於ける收入狀況を示せば左の如くである。

一九一三－一四	三一、〇〇〇磅
一九一四－一五	四八、三一六磅

國税委員の報告書によれば、一九一一年に於ける政府の斯税收入豫算は五〇、〇〇〇磅なりしに、實收入は右に示せるが如く僅に一二七磅に過ぎない。而も既に述べたるが如く、土地の評價に就いては莫大なる經費を投じたのである。以て如何に斯税が勞多くして收入豫期の如くならざるかを知ることが出來る。又獨領たりし膠州の如きも、縱令同地方の人口少く且土地の價格比較的低廉なりしにもせよ、一八九八年同規則施行以來五箇年間は收入皆無であつて、その後に於ける收入も極めて僅少であつた。

斯くの如く斯税は收入豫期の如くならざるのみならず、又景氣に支配せらるゝ結果、甚だしく不安である從つて所謂租税としてはその財政的原則に反するものと云ふことが出來る。加ふるに課税技術上非常なる困

實行するものなりとするが爲め、學者稅なりと非難する者もないでもない。

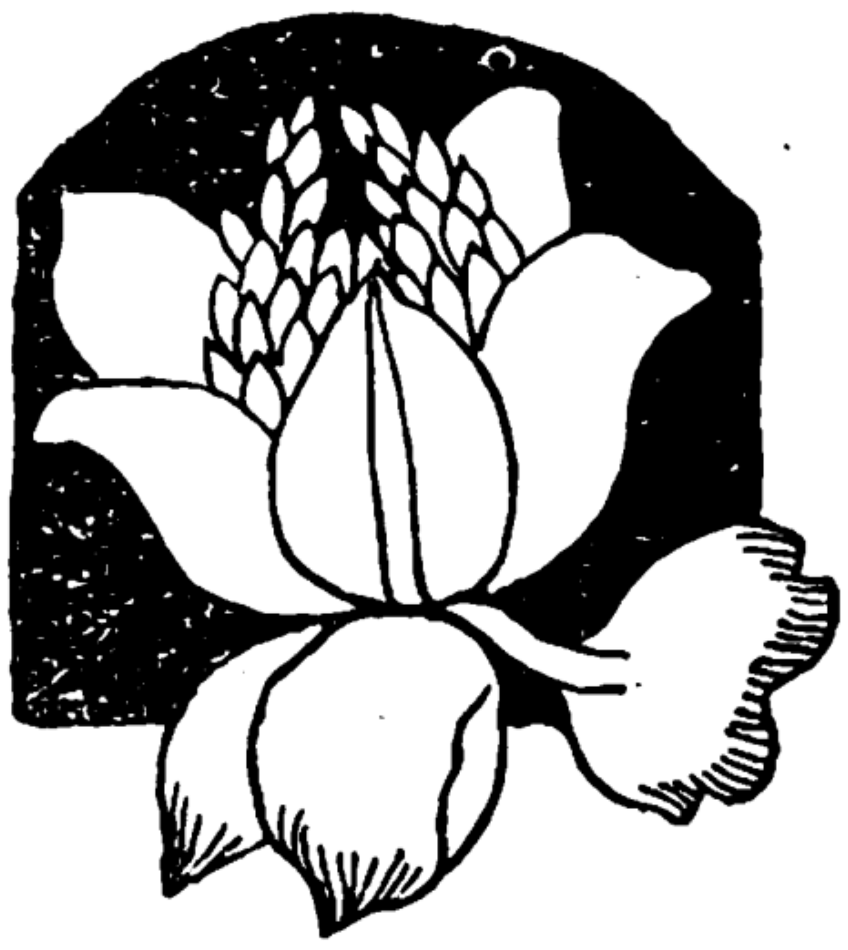
難を伴ふものである。強いて之を主張するものは、之を社會的公正の原則に合し所謂稅法に於て社會政策を

要するに新稅は理論上に於て殆んど間然する所はないか、その實行上幾多の困難と豫期の收入を得る能はざる不便あるが故に、國稅として之を經常收入の內に挿入するが如きは固より不可である。都市計畫財源として採用するとしても決して確實にして最も適當なる財源なりと稱することは出來ない。最近世に傳へらるるが如く我國の各都市に於て斯稅により每年經常的に巨額の收入を擧げんとするが如き計劃は無謀の擧と稱せざるを得ない。殊に數年前の如き土地の異常なる騰貴ありたるときならば兎に角、今日に於て尙ほ大正四年乃至同八年の增價率を基礎として計算を立つるが如きは愚も亦甚だしい。願ふに土地增價稅はその技術の困難なると收入の僅少且不定なるとにより租稅としては極めて不完全なるものである。此の租稅收入の見地を離れ、單に之を社會政策上の一手段として採用せんとするならば、自ら問題は別であつて、吾人は寧ろ此の方面ならば其の存在の理由が充分あることを疑はない。(了)



支那勞働運動

◉支那の勞働運動は時局の紛糾や政治の立直しなどで**今のところ其の鋒鋩を收めて居るが早晩復た露**はれて來るに相違ない◉文化が南支那を發祥地とする樣に勞働運動も幾分か資本主義化した南支那に先づ火の手を揚げて次第と北に燃ゑて來る◉既に種々の勞働團體が組織されて居てそれが分立的より聯合的となり更に進んで全國的となつたのは支那の勞働運動について注意すべき要點である◉殊に注意したいのは其の勞働運動に排外思想の加味されて居ることで反帝國主義又は反資本主義の叫びと共に動もすると大いに脫線する虞れがある◉對內的であるべき勞働運動が一轉して對外的となると元來排外氣分の濃厚な支那の事であるからそれが遂にどんな大問題となるか測り知られぬのである◉滿洲の支那人勞働者は大體おとなしい**方で滿鐵の撫順炭坑や埠頭事務所**における支那人勞働者の待遇こその施設は行屆いて居るが併し安心は能きない◉南から北に進んで來た支那勞働運動の氣勢は自ら滿洲にも及んで來るだらうし現に滿洲の支那人勞働者も勞働團體を作るといふ時代になつたから滿洲は大丈夫だと樂觀は能きない◉滿鐵以外の製麻とか製煙とかの滿洲の工場には昨年中已に支那人勞働者の同盟罷業があつたではないか油斷は大敵である◉排日思想が勞働運動に加味されてあると云ふ事から考へて見ても滿洲で支那人勞働者を使用する日本人の事業は須らく未雨に綢繆すべしである◉勞働運動は勞働者の自覺から起ると云ふものゝ其の自覺を促すものは勞働者以外に在る◉所謂以外の者には勞働者を表に立て自分はその裏に**隱れていろんな仕事をする奴が**政客にもあり又學生にもあると云ふことを知らねばならぬ◉全國的となりそして排外思想を加味する支那勞働運動が滿洲にも及ぼして來ると妙な民族的偏見から一層その排外思想が濃厚の度を加へぬものとも限らぬ◉斯うした動機から起る勞働運動は對內的より對外的の意味の方が深いから相手に取つて普通の勞働運動以上に種々の面倒と厄介を掛ける事になる◉それは國際問題ともなるわけで惡くすると折角の日支親善がこの爲めに毀損されぬとも云へぬから用心に若くはない◉滿洲は勞働運動の埒外に立つ安全地帶だと云つて高枕安臥して居てはならぬのである。



獨逸の八時間勞働問題

其の曲折的經緯と此間の種々なる事情

獨逸は一九一八年十一月二十三日の除隊法令中に於て八時間勞働制を採用したが、一昨年十二月二十一日勞働時間に關する現行法制定せられ、その結果八時間勞働は唯原則に止まり、多數の除外例が設けられたので、最早獨逸は八時間勞働國と言ふを得ざるに至った。他方獨逸は一九一九年の第一回華府勞働總會に參加せる結果、右總會に於て採擇せられたる勞働時間制條約案の批准問題を生じ、國內に於ける勞働時間立法の問題と關聯して、こゝに政治上經濟上極めて重大なる問題を生ずるに至つた。今左に簡單に其の經緯を述べて見よう。

獨逸に於て革命の結果八時間勞働の實施せらるゝや、間もなく政治的、經濟的理由に基き八時間勞働反對の聲を生じ、共和制度に不滿なる中產及び上流階級は一齊に之に應じ、資本家亦之に多額の運動資を給し、且その有する新聞紙を以て應援した。ウイルト及びラテナウが賠償問題につき履行政策を執るや「唯餘剩勞働のみ吾人を救濟すべし」との新なる標語を生じ、社會運動者の一部も亦獨逸が英佛兩國に賠償を支拂ふ間は八時間勞働制は之を維持すること困難なりと唱ね、ステガーワルド指揮下にある基督國家勞働組合も、場合に依つては八時間勞働を嚴格に固執せざる旨を宣言した。

ルールの消極的抵抗廢止せらるゝや、ウエストフアリア炭坑業はスチンネス指揮の下に委員を佛將軍ドグウト氏の許に派し、同地方に於ける八時間勞働廢棄方につき援助を求め、其後又委員を國際勞働會議に於ける佛國資本家代表ピノー氏の許に派し、獨

逸は其の負擔せる賠償義務を唯八時間勞働の拋棄に於てのみ履行し得べき旨を陳述せしめ、同時に獨逸國内における勞働時間の問題に付いては獨逸資本家の自由に委せられたき旨を懇願した。

他方スチンネスの屬する獨逸國民黨はストレーゼマン内閣に迫り、第一次の權限委任法中に勞働時間の問題をも加へ、立法手續に依らず、命令を以て本問題を解決せしめむと試みたけれども、社會黨の反對に會つて目的を達しなかつた。社會黨は勞働時間の問題がその影響するところ極めて大なるを以て命令に依らず正規の立法手續又は國民投票に訴へて之を決せむことを主張した。然るに第一次の權限委任法失效し、社會黨も亦ザクセン問題に關聯して内閣より脱退し、他方十一月十七日上記八時間勞働を規定せる除隊法令の施行期間滿了したるを以て、資本家は勞働時間に關し何等の定めなきを利用し、賠償問題就中ミクム契約を楯として八時間勞働制を破棄し、之れに代ゆるに團體協定を以てした。其後マルクス、ストレーゼマンの有產階級内閣は勞働時間も亦單に命令に依り規定し得るの權限を得、一九二三年十二月二十一日の現行法令を成立せしめ、その第一條に於て八時間勞働を原則とすべき旨を規定せるも、十時間勞働の範圍内において多數の例外を設け就中三交替制より二交替制への復歸を可能ならしめた。斯くして**獨逸に於ては八時間勞働に從事するも**のは殆ど半減するに至つた。

然しながら八時間勞働の問題は、單に獨逸一國内の問題でなく、寧ろ重大なる國際的問題である。一九一九華府に於ける第一回國際勞働總會は殆ど滿場一致を以て一日八時間、一週四十八時間制の採用を可決したが、同條約案は伊、墺、印度、其他二三の小國既に之を批准し、英、佛、白三國も形勢批准に傾いて來て居る樣である。然れば獨逸の勞働時間に關する前記一九二三年十二月二十一日の法令成立するや聯合諸國は之を以て華府條約の精神を無視したるものとして痛く攻撃した。之に對し獨逸政府及び資本家代表は、右法令は賠償支拂、就中ミクム契約履行の爲め必要なりと辯明したるも、聯合國は之を肯かず、獨逸の勞働時間延長は、國内に於ける社會問題を惹起す虞ある外、更に獨逸の生產品を安價ならしめ、ダンピングに出づるの虞ありとし、若し獨逸が賠償支拂の理由の下に勞働時間を延長するに於

では、夫れに依る過剩生產を現實に賠償勘定に繰入れらるゝの保障を與へよと論じた。

此くの如き事態の下に第六回勞働總會は昨年六月ジユネーヴに開催せられた。その會議事項には勞働時間に關するものは無かつたけれども、國際勞働事務局長アルベール、トーマ氏は其の局長報告に於て又その他諸國の代表者も獨逸の一九二三年十二月二十一日の勞働時間に關する現行法令に攻擊を加へたるに對し、獨逸政府代表は該法が獨逸の現情に於てドーズ案の採用後生ずる賠償支拂その他の爲めに眞に已むを得ざるものなりとし、且勞働時間に關する國際的監理の問題は主權の侵害にして之を受くる能はざる旨を述べた。右に對しトーマ氏は「ドーズ案には明文を以て獨逸の勞働者階級をして他の產業國の夫よりも生活程度を低下せしめらるべきに非ざることを明記しあれば、從つて同案は獨逸に於ける八時間勞働の原則を認め、就中三交替制より二交替制への復歸を禁止したるものである」と主張したが、獨逸政府代表は英佛兩國並びに白國の代表者が同條約即時批准の意を仄めかしたるにも拘らず之れに向つて何等同意的言明を與へなかつた。

ジユネーヴ勞働會議の間、獨逸資本家新聞紙、就中ドイチエ●アルゲマイネ紙はアルベール●トーマ氏を以てポアンカレーの傀儡となつて獨逸に新なる困難を持ち來すものなりと言ひ、或は聯合國は獨逸の勞働時間を賠償委員會又は他の國際機關に依り監理せしめむとするの野心あり、社會民主黨及び自由勞働組合の代表者は聯合國の走狗なり抔と批難したに對し、社會民主黨側ではフォールウエルツ紙主として之に應戰し、トーマ氏又はフオールウエルツ編輯局に書翰を送り、勞働時間問題に關し獨逸政府と英佛及び白國政府との間に協定を齎らす爲め全力を注ぐべき旨を述べた。更に社會民主黨は議會に對し政府條約の批准を要求し場合に依つては本問題を國民投票に附せむことを主張した。

次いで昨年九月ベルンに於て八時間勞働條約批准問題に關し英、佛、白、獨四國勞働大臣の間に商議が開かれ、國際勞働事務局からはルベール●トーマ氏が列席した。氏の說明に依れば、同會議は國際勞働事務局の主催に基くものでなく、前記四國の發意によつて開催されたもので、國際勞働事務局も右四國の招待によつて單に代表者を參列せしめたに過ぎ

ない事になるが、ベルン會議は如何にせば勞働條約を最も有效に前記諸國間に適用せしめ得るが、換言すれば如何にせば速かに同條約の批准が得られるかを攻究するにあった。そこで六月ジュネーヴに開か**るゝ第六回勞働總會において獨逸側代表が八時間勞働制の採用に反對した行掛りがある爲め、獨逸政府**が此の會議において果して如何なる態度を執るべきやに就いて世人の注意は集中した。

獨逸勞働大臣ブラウン氏は會議に臨むに先ち八時間勞働問題に關し獨逸勞働報に於て、「獨逸政府は八時間勞働に關する華府條約を未だ曾て原則として拒否したことがない、勞働時間に關する現行獨逸立法は緊急法令で獨逸の異常の困難去りたる後までも固執するの意はない、戰爭に因る吾人の損失、負擔及び拘束は他の如何なる國家よりも甚だしく、吾人の經濟的將來は不安であるから、何れの國家も獨逸よりして批准問題の先決を期待するを得まい、況んや同條約の内容及び拘束の程度は從來各國の立法及び實際に於て區々に解釋せられ居るに於てをや、獨逸は本問題に關し利害關係國との協調に喜んで應ずべく、又此の場合、華府條約に批准するの準備固より之れあるも、獨逸目下の異常なる場合に處する爲め華府時間制條約第十四條の適用を受くるを條件とせねばならぬ」云々と述べて居る。**華府條約第十四條**は戰爭その他國家の安全を危殆ならしむる**事變の場合に條約の規定**が停止せらるべき旨を規定したものであって、**右の聲明に依るとき**は、獨逸は右第十四條の規定を楯として同條約の拘束を免かれむとするものゝ様であったが、會議中英佛、白委員の熱心なる勸說により初志を飜へし、大體に於て同條約の批准を承諾したるものゝ如く、アルベール・トーマ氏は同月十日新聞記者との會見において會議の經過に就き「會議の雜礁は突破された英、佛及び白は同條約批准の準備ある旨を聲明した而して獨逸もまた八時間勞働制を採用するであらう唯だ同條約中には妥當でない二三の條項があり、今後の問題は其等の點を修正し以て之を條約の精神に適合せしむるにある」と語った。

尙ほ獨逸のウォルフ通信は九日の會議の經過に就き「各大臣は文化及び社會的理由に依り華府條約を根據として八時間勞働の國際的適用に到達するの希求すべきものなることを改めて確言した、然る後條

約は詳細なる審査に附せられた、右は各大臣間に存する解釋の不一致を排除し、彼等の政府をして批准を容易ならしむるにあるが、會議は華府條約の共同批准に到達するの可能性あるが如き一般的印象を與へた」と報道した。又九月十日のフォールウェルッ紙は上記ウォルフの報道を引用してベルン會議の經過は社會黨及び自由勞働組合の勝利なりと記述した以上の諸報道を綜合すれば、ベルン會議の經過は略ぼ明かであるが、尙ほ其後の情報に據れば、會議は圓滿に進捗し、獨逸勞働大臣は近く八時間延長の現行法規を廢止すべき旨非公式に言明したと云ふ事である。併しながら同問題は獨逸國內の重大なる爭議に屬し、國粹、國民兩黨その他の强烈なる反對もあるべく、且獨逸には近來政變頻發の虞れあるを以て同國の批准を見るまでには尙ほ多少の波瀾あるものと觀測されて居る。（在東京一記者）

神戸市經營の社會事業（上）

一記者

神戸市に於ける社會事業の概況を聞くに、公設食堂、公設住宅、共同宿泊所、職業紹介所及び神戸案內所、實費診料所の外、兒童保護としての巡回產婆兒童相談所、兒童保護調査會等ありて、以上がその重なるものである。神戸は開港場であつて、他府縣に比し著しく物價が高く、隨つて庶民に取つては極めて生活に困難な處であるが、それ丈け、社會事業も他に比し割合に早くから芽を吹いたのである。以下その重なる社會事業の大要を紹介する。

一、公設簡易食堂

公設食堂は繁激なる都會生活者のために低廉に且つ簡易に食事の供給をなすのであつて必要なる社會施設の一つである。歐洲戰亂後諸物價は著しく暴騰し、中產階級以下の生計費は急に膨脹し、之が爲めに生活難を訴ふるもの激增した。殊に大正七年八月

の如きは米騷動さへ勃發した程で、人心頗る恟々たるものがあつた爲め、神戸市では先づ臨機の處置として白米廉賣所を開設し、以て人心の緩和に努めたが、これは固より一時的の方策であつて、**市民生活の根本的安定を得難き憾みがあつた。此時畏れ多く**も皇室より市に御內帑金の御下賜があつたので、之れに依つて直ちに公設食堂を開設して之を永久的のものとし、續いて市內篤志家より續々寄附の申出があつたので、漸を追ふて次第に之を擴張した。現在神戸市に存在する公設食堂の名稱、所在地、收容座席、開始年月日等は左の如し。

名稱	位置	座席	開始
東部食堂	加納町六東遊園內	一二六	七、一一、一四
中央食堂	相生町一丁目市廳舍內	一二六	七、一〇、九
西部食堂	須佐野通眞光寺境內	九〇	八、二、七
兵庫食堂	芦原通西部宿泊所內	五七	一一、四、一
葺合食堂	神若通東部宿泊所內	三六	一一、四、一

是等の食堂は二名の書記主任、八名の書記、二名の傭人、十一名の厨夫、二十五名の雜役夫、二十六名の給仕等で一切を經營してゐる。購入品、食料品中の米及び備品、消耗品等は市の經理課を經由して買入れ、副食物の材料は直接指定商人から低廉のものを選定し購入するのである。以上の各食堂における其の開閉は時季と場所とによつて多少の相違はあるが、概して朝は午前六時、晝は午前十一時、夕は**午後五時より二時間宛と**してある。食券は入口で發賣し、**食堂で食物と引換をなす事**になつてゐるが、食券の種類は

定食券	十三錢	辨當券	十三錢	飯券	四錢
副食物券	五錢	饂飩券	三錢	雜券	五錢

で、この定食券でカレー、肉丼、壽司等も購入が出來る。雜券といふのは汁粉、雜煮、コーヒ、菓子、冷麥等を買ふもので、昨十三年度からミルク、パン饂飩等も販賣する事になつた。

今十二年度の食券發賣數を見るに、中央食堂が最も多く四四〇•六九八圓、次は東部食堂の四一八•五〇九圓、西部食堂　二八六•〇五五圓、兵庫食堂の二六八•二五五圓で、葺合食堂は最低の一六七•〇三三圓であつて、合計一、五八〇•六五〇圓に達した。尚ほ之れを食券別に示せば次の如し。

定食券	九二九、八一二	辨當券	一四四、〇一四
追加飯券	六六、〇四〇	副食券	八七、七二四
饂飩券	二九四、二九〇	雜券	四八、八〇〇
計	一、五八〇、六五〇		

此の食堂を利用する者は主として中流以下の青中壯年男子の勤勞所得者、則ち家庭外の勞働者若くは下級通勤事務員等であつて、其他は極めて少數である。神戸市民を六十萬と假定してその利用者をこれと比較すれば千分の七三・四に當る。如何に市民が此の都市社會施設の一たる公設食堂の利益を受けて居るかゞ想像されるではない乎。

二、市の公設住宅

神戸市營の貸住宅は大正十年六月兵庫松原通五丁目及び須佐野通四丁目假留監跡に建設され、次いで十一年十二月長田村字房王寺谷重地下に建設されたその創設費は悉く大藏省の低利資金を貸入れたもので、松原通公設住宅は十五萬三千百六十八圓八十三錢を以て之れを建設し、重池公設住宅は五十七萬三千二百六十九圓五十三錢を要した。

其の設備は何れも木造和風二階建で、一竈建及び二竈建の二種に分ち、二階建のものは、松原通住宅にありては炊事場を二階に、玄關便所を階下に設けてあるが、重池住宅の方は玄關が階段の上下に分れて炊事場は上下それ〴〵専用に設けてある。尚ほ水道、電燈、瓦斯の設備は勿論のこと、店舗、湯屋、理髮店等の附屬設備も出來て居て、居住者に取り頗る便利である。次數並にその兩住宅の戸一戸當の疊數並びにその貸家料を示せば左の通り。

□重池公設住宅

種別	戸數	室數	疊數	家賃
甲一竈建	五三	上三 下三	上一二 下一二半	二七、〇〇錢
乙二竈建	三三	上二 下三	上一〇 下一三	一三、〇〇 一六、〇〇
店舗	七	上二 下二	上四半 下一二	二五、〇〇
理髮店	一	上二 下二	上三 下九	二三、〇〇
湯屋	一	上一 下二	上七半 下一七半	六〇、〇〇

□松原通住宅

種別	戸數	室數	疊數	家賃
甲一竈建	一三	上三 下二	上一二 下一〇半	二四、〇〇錢
甲二竈建	一七	上二 下二	上九 下一〇半	一九、〇〇 一四、〇〇
乙一竈建	二	上三 下二	上一二 下九	二一、〇〇
乙二竈建	一一	上二 下二	上九 下九	一八、〇〇 一三、〇〇

神戸市に於てこの公設住宅を設置したのは十年六月で、その以前の八年に住宅難問題が勃發したから丁度その三年目に完成したわけである。此の時は既に一般財界が不況となり、市內樞要の場所に空家を

見るに至つたが、此種小住宅の需要は依然減退せず毎日市の社會課へ殺到したので、市理事は抽籤を以て借家人を定むるといふ有樣であつた。

十三年三月末現在の借家人の職業別を見るに、會社員が最も多くて四十九名、その次は市吏員の四十六名、官吏が二十一名、教員が十三名、それから賣店が七名、船員、商店員、市傭人等が各六名、電氣工が四名、新聞記者、商人、銀行員、市電乘務員、消防署員等が各三名で、其他の者を合算すれば百九十九名ばかりの居住者があるはけである。

尙この種の小住宅は益々需要を喚起するので、一部者間には彼のアパートメント式文化住宅の必要を主張する者もあるが、是等の人々はその便益な點のみを見て、その反面に伏在する問題には一向無頓着の感ある。反面の問題といふのは、衞生上、風教上考慮を要すると共に、趣味の異なつた人々が集團的生活をなすは不可能であるといふ事である。歐米先進國でも既に此のアパートメント式住宅には或る種の制限を加へる事になつた。神戸市の當事者は當時已に此事を能く承知して居たのでこれに賛成を表しないで此種の住宅は建設せぬ事になつた。

三、職業紹介所

兵庫縣救濟協會で傍ら經營して居つたところ、其後その事業を縮少して單に研究、調査、奬勵的方面のみに止める事になつたので、神戸市がその紹介事業を繼承し、大正九年五月から市内相生町一丁目舊市廳舍跡にその紹介所を移轉した。當初はこれを「神戸市中央職業紹介所」と稱して唯一のものであつたが、大正十一年に東西共同宿泊所を新設して同所內に紹介所を置き、更らに東西兩部に勞働紹介所を增設し、最近には湊川公園地內にも紹介所を設置したので、現在では六箇所ある。

名稱	開始年月日	所在地
中央職業紹介所	大正九年五月三日	相生町一丁目
湊川職業紹介所	同　十一年九月十一日	湊川公園內
葺合職業紹介所	同　十年十二月二十五日	神若通二丁目
兵庫職業紹介所	同　十年五月一日	芦原通六丁目
東部勞働紹介所	同　十年十月一日	加納町六丁目
西部勞働紹介所	同　十年八月二十九日	兵庫川崎町

（イ）組織　各所に所長一名及び所員若干名を置き一切の事務を取扱ひ、之を中央紹介所々長が統轄して各所の事務の連絡統一を圖つて居る。本所は法令

の命ずる所に據り神戸市及び縣下一般公私紹介所の事務を統轄して居るので、中央職業紹介所は兵庫縣下の總聯絡機關となり、隨つて其の組織も自然複雜なるを免れない。卽ち所長の下に聯絡統一部と紹介部との二部があつて兩部の係を見れば

▲聯絡統一部　庶務係　一名、縣內聯絡調查係　二名、市內聯絡調查係　二名、統計係　二名、電信係　二名。

▲紹介部　受付係　一名、男子係　二名、女子係　一名、內職係　一名。

（ロ）經營　職業紹介事業が社會問題中の失業問題に對して重要な意義を有するは今更申す迄もない事である。我が日本に於て、紹介事業が口入業の範圍より脫して、殆んど一足飛びに救濟的、產業的方面に躍進したことは、實に驚くばかりである。近時產業制度の進步した結果、勞働者の移動が頗る頻繁になつた爲め、之を極めて迅速に統一することは、獨り我が日本のため許りでなく、國際的にも必要を感ずる樣になつたが、斯うして此の機關は今や勞働者の需給調節、失業の保護等を始め、植民地及び外國に對する移民の獎勵、保護等にも及んで來た。それで此の職業紹介所は形式的に紹介の膨大を誇らんよりは努めてその內容實質の充實を圖り、需給兩者に於ける希望及び要求の一致、人物採用の適否、職業選擇の合理化に努めて居るさうだ。

前記の紹介所中、東西兩部勞働紹介所はその名の如く日雇勞働者を目的にしてアンコー、仲仕、土方雜役、手傳等の取扱をなし、其の他の四箇所は一般の紹介をなして居る。但し中央紹介所は狀袋張り、羽織紐及び編物等の內職敎授の事務を取扱つてゐるこの紹介事業を一般に徹底せしめんが爲め、廣告又はポスターを使用してこの宣傳に努むる外、更に直接外交員を派出して求人並に求職者の狀態を調查しその需給關係を調節する樣にしてゐる。

（ハ）求職者　大正十二年度に於ける求職者の總數は男一九、八四九名、女二、九一一名、合計二〇、八六〇名であつて、この中に高等專門學校卒業以上のもの八十三名あつた。最も多數なるは高等小學校、同程度の卒業者で、その數が八千九百六十名、尋常小學校卒業者は五千七百三十六名、その次は中等敎育を受けた二千七百名である。同年度の求人數、求職者數、就職者數を示せば次の如し。

職業別	求人數	求職者數	就職者數
工業鑛業	四、〇九四	四、八四九	一、八〇三

土木・建築業	二、四五六	二、四五六	二、〇八二
商業	五、五三三	四、九六一	一、九二二
農林業	四五	二九	一七
水產業	一	一	一
通信運搬業	一、七五五	一、五六四	九八六
戶內使用人	二、五九九	二、一二九	七一四
雜業	二、四〇七	四、八七一	一、一二五
計	一八、七九一	二〇、八六〇	八、六四〇

四、神戶案內所

此の案內所は大正十一年六月神戶驛前に事務所を設け、一般公衆の爲めに地理案內及び諸般の人事相談に應じ、其他の保護と指導にも當つて居るが、地方から出て來た婦女子などは大なる便益を受けて居る。これも中央職業紹介所の監督に屬し、主任書記一名、書記補二名及び傭人一名を置いて、一切の事務を掌つて居るが、特に法令の手續をなす事になつてから、辯護士一名を囑託として居る。

同所は開設後日尚ほ淺きも、利用成績極めて良好にして、就中縣內及び縣外旅行者にとつては無二の好指導機關と認められて居る。不正車夫等の毒手にかゝるのを未然に防ぐことも得られる。將來神戶市の益々發達するに伴ふて此の種の施設の活動に負ふところ多かるべしと認められる。

日本內地在留支那人の情況

日本人及び其の勞働者との社會的關係

目下日本內地に在留する支那人は其數幾許にして多く如何なる職業に從事し、又其の分布情態は如何にやと調査して見るに、大正十三年七月末現在の在留支那人は總數一六•五二九八人で、之を內譯にすれば舊居留地、雜居地在留者が五•七二五八人、其の以外の在留者が一〇•八〇四人にして、更に之を職業別にして見ると左表の如くである。

日本內地在留支那人職業別表

營業者	貿易商	六八〇
	呉服行商	一、三〇二
	雜貨行商	一九六
	傘行商	二〇八
	料理營業	二五五
	理髪營業	二二七
	飲食店營業	一二〇
	裁縫業	一〇〇
	其他	七四〇
	計	三、八二八
勞働者	料理職人	一、五〇九
	理髪職人	一、九五八
	仕立職人	四六五
	籐細工職	一五二
	ペンキ職人	一〇五
	土方仲仕人夫	九六〇
	僕婢	三六二
	其他	四〇二
	計	五、九一一
其他	學生	九二一
	銀行會社商店員	一、三八一
	無職の家族	四、三〇七
	其他	一八一
	計	六、七九九
	合計	一六、五二九

右は人員百名以上のものゝみの業種を掲げ、百名以下のものは其他の中に一括して居る。之を約言すれば各種營業者三•八二八人、公務員、學生、銀行、會社、店員其他の自由業者二•四八三人、無職四•三〇七人、勞働者五•九一一人であつて、勞働者は全在留者の三割五分に當り、職業別の分類上に於ては第一位を占めて居るわけである。

次に在留支那人の分布情態を示せば、兵庫縣の四•九四〇人を最多とし、東京府の三•〇七二人、大阪府の二•六〇二人、神奈川縣の一•四八一人、長崎縣の

一•一三〇人、京都府の六五五人、愛知縣の六〇六人、福岡縣の四〇四人、千葉縣の一五三人、廣島縣の一〇一人等之れに亞ぎ、青森、富山の二縣を除き其他の各縣は何れも百人以下である。

支那人の勞働に關しては、明治三十二年七月勅令第三十五號に依り從來の居留地、雜居地外に在つては行政官廳の許可を要することに制限せられて居るのであるが、前記勞働者五•九一一人中、居留地、雜居地に屬するもの一•三〇〇人、其の以外に屬するもの四•六〇〇餘人である。

居留地、雜居地の設置あるのは東京、大阪、横濱、神戸、長崎の五都市であつて、其の在留支那人總數五•七一二五に及び、其の職業は各都市に依り夫々特色がある。今各地に共通して人員の比較的多數なるものを掲ぐれば、營業者にては貿易商、裁縫業、勞働者に在つては料理店、理髪店、裁縫店等の從業者である。舊居留地、雜居地は各種の業務に就いて何等の制限がなく、又その區域も限定されて居つて、現在以上に發展の可能性乏しく、隨つてまた我が內地產業との交渉も比較的尠ない樣である。

居留地、雜居地外なる在留支那人は總數一〇•八

〇四人であつて、之を内譯にすれば各種營業者二一・一五五人、學生九二二一人、銀行、會社、商店員五〇四人、無職の家族一・五四八人、勞働者四・五九八人である。然るに各種營業者中、彼の行商人等の如く動もすれば勞働者に轉ずるものがあるから、此に營業者竝に勞働者に就て研究する必要がある。

各種營業者中の主なるものを擧ぐれば、貿易商、料理店、飲食店、理髮業、吳服行商等であるが、殊に吳服行商の如きは全國に分布して居つて、其數一・二六六人を算し、全營業者の三分の一餘を占めて居る。尙ほ傘、雜貨、賣藥、翡翠、支那扇等の行商も相當の數を示し、各種行商を通算すれば一・七六四人であつて、營業者の半數以上に及んで居る。是等行商人の多くは親方と稱するものに率ゐられ、狹隘なる家屋に於て多數共同生活を爲し、粗衣粗食且つ不潔にして、賭博を好むもの多く、風紀上、公安上弊害少なからざるものがある。而も商業の面白からざる場合には直ちに自由勞働者に變ずるの傾向あるは最も注意を要する點である。其他の營業者に就ては特に記すべきものがないけれども、近畿地方に於ける理髮營業者は他の地方に比して著るしく多數に上り、同地方の日本人同業者は之が爲め尠なからず影響を被つて居る樣である。

更に居留地、雜居地外に於ける勞働者の狀況を親れば、其の總數四・五九八人であつて、之が分布情態は東京府の一・四七三人其の首位を占め、次は大阪府の九六六人、愛知縣の四六四人、兵庫縣の四五八人神奈川縣の四二三人、京都府の二九九人、長崎縣の一〇二人等が之に續ぎ、其他には百名以上に出づるものなく、新潟、埼玉、栃木、福島外七縣には全然居住者が無い。故に現在支那人勞働者の活動地域は前記東京府以下七府縣なりと言ふも可なるべく、業態より見れば、理髮從業者の一・七七〇人、料理從業者の一・三六五人、土工、仲仕人夫の九五五人、洋服裁縫職の一五〇人等が其の主なるものであつて、其他はいづれも百名に充たない。更に十名以上のものを擧ぐれば、家內使用人の九五人、製麵麭職の三七人、炭坑夫の三三人、籐細工職工の二三人、その他に至つては僅に二三種に過ぎない。

× × × × × × × × × × × ×



蘇生途上の大連聖德會

高橋月南

法人組織前の聖德會

大連市聖德街に存在する社團法人聖德會の現狀を紹介するに先だち順序として社團法人組織に至るまでの同會の經過を簡單に記述する。大連に居住する日本人勞働者、卽ち大工、左官、石工、疊工、塗工鍛冶工等の職人に對しては、從來それを向上發展さすべき何等の機關もなかつた爲め、彼等の多くは謂ゆる新開地氣分に溺れ、酒色に耽るか、賭奕を打つかして、其の風紀は頽廢する一方であつた。之れに反して支那人職工は概して勤儉力行で賃銀も低廉なるより、雇主の多くは支那人職工を歡迎する樣になり、日本人職工は漸次壓倒され、遂には就職難を招徠した。然るに之れに對しての何等の保護機關もなかつた。當時の棟梁頭であつた故榊原彥右衞門氏はこれを遺憾とし、市內有志と相計り、工人の祖である聖德太子を中心として今日の聖德會を組織し、榊原氏自らその會長となつて、職工の風儀矯正と向上發展に努め、時々娛樂的催しをなすと共に、一方精神修養に關する講演會など開催した。其後間もなく大連市攝津町高野山に有志の寄附によつて太子堂を建立し、これを中心に聖德會は次第にその基礎を堅めたが、之が大連聖德會の濫觴である。

大連市は大正七八年以來急速なる發達を遂げ、南は沙河口より東は寺兒溝に至るまで所謂グレート大連の建設に着手したので、土木現業者の數も著しく增加し、一時は五千名を數ふるに至つた。然るに大連には彼等の豫期しなかつた處の結氷期なるものがあつて、十一月頃より翌年の三月頃までは全く諸工事中止の狀態となるので、彼等が折角春夏秋の季節

中に働いて貯めた賃銀もこの結氷期には殆んど蕩盡して了ふのが例であつた。それのみならず、結氷期間は徒食する結果、種々なる弊害を發生し、風紀を紊すことも夥だしいものであつた。そこで聖德會はこの結氷期中彼等に相應はしい職業を與へて無聊に苦むが如き事のないやう、また彼等の手に依つて製作された品物を廉賣して工賃に替へるやう、是等のことに骨を折らうとの内議が擡頭した。此の説を熱心に主張したのは現在同會の理事を勤めて居る蔦井新助氏である。そこで之れに對する一の道程として彼等職人のみの部落を建設し、其處に一同を收容したならば、經濟的にも救濟し易いといふ議論が起り當時の理事者であつた岡田時太郎、古味累三郎等諸氏も熱心にこれを唱ね、遂に關東廳に向つて職人町建設のための土地貸下を請願した。その時の殖産課長は黑崎眞也氏で、同氏はこの計畫に賛成し、好意を以て同會の爲めに盡力し、其の結果、大連聖德會は社團法人となり、五萬坪の廣大な土地と家屋建築に要する低利資金二百萬圓の融通を受ける事になつた。此時既に同會には幾多の龜裂が生じ、最初に企劃された蔦井案なるものは全く廢棄され、岡田、古味一派の力が聖德會を壓し、聖德會の建設者たる神原氏の死歿後は、益々此の一派のものが其の内部に在つて縦横に勢力を振ふ樣になつた。

聖德街建設の經緯

大連聖德會が職人町建設用として尨大なる土地の貸下を受ける爲め法人組織に改めたのは大正八年十月であつた。大藏省より東洋拓殖會社を經て低資二百萬圓の融通を受けたのはその翌年卽ち大正九年六月である。然るに此の家屋建設は岡田、古味一派等が此際別に設けた建築會社との關係で妙な工合になり、彼等は一面聖德會の理事として建築會社との間に都合の好き事をなし、其の結果、職人町建設の目的が沒却せられ、種々の問題が起り、世間より批難を受くると共に、會の内部が腐敗して忌はしき犯罪事件さへ起すに至つた。大連聖德會が今日大なる革新を要する事になつたのは此の爲である。

さて聖德會にては、低資二百萬圓の中の五十萬圓を個人の家屋建築費として貸與し、一筆千五百圓を融通し、他は建築會社の手を經て會の名義の下に建築し、月賦償却の方法を立て、夫等家屋は現在約八

百戸となつて居る。建築當時は建築費意外に嵩み一坪二百三四十圓の高價に上つた。此の月賦金は一箇月六十八圓であつたが、當時は好景氣であつたので申込者殺倒し、倍數以上に達したが、其後の財界の變化に祟られて、月賦契約者は之を履行する能はず隨つて續々解約者を生じ、現在は僅かに十數名を殘して居るに過ぎない。而もその契約者も名義を存ずるのみで其の義務を果し得ないものが多い。斯うして一方の裏面における種々の事情と共に折角の聖德會の事業も遂に悲運に陷つたのである。

理事者は之がために苦心した。苦心の結果、監督官廳と協議の末、借入金の利子に相當する丈の金員を以て家屋を留守的に使用せしむる事になつた。然し地の利を得ない爲め、這うした宣傳も何等の效を奏せず、最近まで約半數の空家があつた爲め、年々東拓に支拂ふ金利十一萬二千圓は愚か、事務員の給料支拂さへ滯りがちであつた。種々の問題を惹起した上に斯樣な始末となつたので、關東廳もその將來を懸念し、一時は同會を解散せしめ樣とまで考へた然るに其後事務長として宮武喜三太氏を得、葛井、池内兩氏がその双腕となつて、玆に整理改革を斷行

する事になつた。事務長たる宮武氏が研究のうへ關東廳及び東拓等と交渉して定めた整理的具體案の要旨を掲ぐれば左の如きものである。

一、更に隣接地約二萬坪を借受けること。

一、新借受地と既借地約五萬坪の土地に對し、轉貸の承認を受け、使用權利金を徴收し、以て低資返還資金に充つること。

一、新借地に二箇年に渉りて新たに低廉なる四百戸の小住宅を建築すること。

一、現在四百戸の家屋は特別なる安價を以てその居住者へそれぞれ讓渡すること。

但し現在の經濟狀態にありては讓渡困難につき六箇年間は金利に相當する處の家屋使用料を課し六箇年後において成べく低廉なる價格にて土地と家屋を居住者に讓渡すること。

等であるが、新借用地に小住宅を建設する理由は低資を利用して利益を收め、過誤を再びせざる樣にし、大正十八年末までに完濟すべき償還資源に充當しやうと云ふのである。それと同時に、會計制度を改めて之を普通特別の兩會計となし、普通會計は會員より徴收する會費を以て祭典の諸費用或は燈明等

に充て、特別會計は低資完濟に至るまで監督官廳監督の下に事業用に充つるもので、主として現在の土地家屋に就いての監理收支を取扱ふのである。斯うして惡魔と不況に祟られた社團法人大連聖德會は今や漸く蘇生せんとして居るのである。

社會事業と新計畫

(一)施飯部　大連聖德會は一面種々の社會事業を爲し來つたが、其の救濟的のものとしては、結氷期間に於ける施飯の如きは主要なる事業である。前述の如く、約半歲は結氷期間と稱して土木建築工事は一齊に休止するので、日本人の從業者の內には之れが爲めに職を失ひ、衣食に窮し、市中を徘徊する者があり、衣食に窮する餘り惡事を働いて暗黑社會に落込む者もあるので、同會は施飯部を設け有志に米穀の喜捨を仰いで之等の窮迫者に施飯する事にして居る。大連市內に日本人の乞食がその跡を絕つたのはこの施飯部のお蔭であるとの說もある。之を今日まで十一年間に亘り每年缺かさずに實施繼續して居るのは同會の誇りとする處であらう。

(二)善行表彰　大連聖德會は每年一回新年に懇親會を開くを例として居るが此際必らず優良なる職工の表彰を行ふ事にして居る。これは啻に職工の技術を進める事になるのみならず、苟も模範職工として表彰された者は品行も自然に良くなり、他の龜鑑ともなるので、その功果決して鮮少でない。今日までに表彰された職工は百數十名に達した。

(三)勞資協調　茲に特筆すべきことは、大連市內に多數の勞働者が居住して居るにも拘らず、勞働問題が少しも勃發しない一事である。前年大連洗濯會社の職工一同が賃金値上げの要求から同盟罷工をやつたことがある位で大袈裟な日本人職工のストライキの起つた事はない。殊に聖德會の職人にはそれが無い。之れは要するに同會の幹部と現業者たる職人との關係が親分、乾兒の關係で情誼的に結合されて居るからであらう。故に聖德會は特に工夫せずして勞資協調の實を擧げてゐる樣なものである。

(四)體育奬勵　「健全なる精神は剛健なる身體と相待つ」と云ふ金言の下に同會では種々なる體育奬勵の方法を講じて居る。是まで行はれたのは峯巡り即ち山頂の峯から峯へ巡廻することで、一種の登山旅行である。平常屋內に蟄居する運動不足の連中を

引張り出して大いに遣らせるのである。それと同時に日本人の武的精神を忘れないやうにとの旨趣から普通運動の外、柔道、擊劍、弓道の道場を設けて無料で會員にこれを使用せしめて居る。

(五)運動場設置　更らに聖德街の公園豫定地には池を設け水を貯へて冬季にはスケート場となし、夏季は碧水を湛ゐて魚類を飼養し、附近には花卉を栽培し、その周圍に馬場を作り、之を以て運動場として居る。

(六)殿堂建立　聖德太子を中心にして組織された會であるから、太子堂の建立をする必要があり、市街の西方丘上に數千坪を劃し、そこに之を建立することにし、大正十二年五月其の建設費寄附金募集の許可を得たが、財界不況の爲めに當分これを見合せ經濟界の恢復を俟つて募集することになつた。此の聖德太子を安置すべき大殿堂を建立するのは同會の一大使命であつて、太子その者をお祭り用にするといふ單純な問題でなく、要するに之れに依つて會員の思想を統一し、主義を樹て、意義ある生活を營み現在の社會より一歩超越した理想を實現せんとするにある。然るに聖德街の建設はその第一歩を誤つた此の故に殿堂建設の前に先づ以てその誤りを正すのが同會の當然の責務であらねばならぬ。

以上にて社團法人大連聖德會に關する重なる事項は記述し得たと信ずるが、目下蘇生の途にある同會は、過去の失敗に鑑みて深くその將來を戒め、聖德太子に對する信仰を中心とした正しい團體とならなければならぬ。それで、同會は隣接の土地を借入れて其處に一箇月十五圓程度の小住宅を二箇年繼續事業として四百戶ばかり建設し、これを一般職工及び下級者の住宅に貸與し、斯くして當初の使命を全うしやうと目下その計畫を進めて居る。

◉**癈兵の社會的運動**　全國に散在する約一萬六千人の癈兵は今度殘櫻會が中心となつて癈兵の人間的價値を認めて吳れとの一種の運動及び第二國民に對して國民軍事思想普及運動を起すこと丶なり本年匆々その第一の叫びを擧げる事になつた彼等癈兵が癈疾者となつたのは軍人として國家に奉仕した結果である然るに之に對して社會の酬ゐは兎もすれば冷酷で中には癈兵者よ社會的癈殘者よと一種蔑視の眼を以て迎へられて居る彼等は數年間に議會で獲得し得た恩給年額增加で辛うじて米鹽の資を求める途を擴げられたものの精神的に報ゐられること薄く一種の社會の厄介人たるが如く蔑まれ之がため第二國民たる少年の腦裡にも自然と戰線に於て癈疾した癈兵は人間でないかの如き觀念を植ゐ付け國民軍事思想上から面白くない結果を生ずるソコで我々癈兵を社會的有意義に認めて吳れとの叫びが今度の運動となつたのである殘櫻會は第五十議會に新しく遺族扶助料の請願を爲しこれに引續いて東京に全國癈兵大會を開きて叫びの第一聲を揚げ猛烈な運動を行ふことになつて居る。

奉天の邦人自治機關

在奉天　田原漠東

關東州内並びに南滿鐵道附屬地内の日本の行政中前者は市制及び會制に、後者は滿鐵の地方行政制度に依つて行はれて居るが、前二者の範圍外に屬する商埠地、支那領土内に居住する邦人の行政は、謂ゆる居留民團制度の下に整然として地方自治行政が實施されて居る。現在此の自治制の施行されて居る地は奉天、鐵嶺、長春、吉林、鄭家屯、遼陽等であるが、此の外僻遠の支那領土内に居住する邦人間には日本人會又は居留民會の名稱を以て一種の組合を組織して居る。併し此等は領事館館令に依る自治機關でなく、單に相互の親睦と自治に便する程度のもので、前者の領事館令に據る獨立した自治機關とは異なつたものである。此等の自治機關は治外法權の下に帝國領事館所屬の警察行政と相俟つて、支那の行政區域内に在住しながら、特別行政の制度下に居住民より徴稅して、教育、衛生、土木等の諸施設に當つて居る。今奉天居留民會に就いて其の沿革財政等の概要を調査すると左の如くである。

沿革　奉天居留民會は明治三十九年七月從來の軍政署が撤廢されると同時に奉天領事館令第五號を以て奉天居留民會規則が發布されて同月二十五日正式に設立されたものである。當時の制度は委員制度で、總領事の指名する二十名の委員中より會長一名、副會長一名を選任し、總領事の監督下に地方行政を司り、行政費は居住日本人より徴收し、此の收入を以て教育、衛生、土木等の地方施設費に充當したのであつた。第一期の會長は井上一男、副會長は三谷米次郎氏であつたが、當時の奉天は日露の干戈納まつて間も無い時で、在住邦人の如き定住者としては至つて少數であつた爲め、實際的に地方行政の實績を擧げるに餘程苦心したらしい。其後定住者の増加と共に基礎漸く鞏固となつたが、大正二年九月監督官廳たる領事館は時勢の進運に鑑み從來の委員制を評議員制に革め、猶は議員の官選任命を廢し

て民選を施行するの新氣運を劃し、玆に名實共に自治機關の形態を完全に備へたのである。

次いで大正六年七月二十六日館令第二號を以て評議員の任期四ヶ年を二ヶ年に短縮し、一面居留民の選擧を擴張したが、大正九年四月更らに館令を以て朝鮮人の一般行政事務を奉天居留民會に移管することを指令した。當時奉天居留民會の行政區域內に居住する朝鮮人は朝鮮人會なる一の公共機關を設けて居たけれども財政の不確實と統一の容易ならない等の關係で殆んど有名無實の姿であつた。之れが爲め敎育、衞生等の地方施設は閑却され、支那側の地方行政の恩惠にも浴せない孤立の境遇に置かれてあつたが、奉天居留民會に移管さるゝと同時に、館令第五條、第八條の改正が行はれ、二十名の評議員中朝鮮人側より五名の議員を選任し、尙ほ朝鮮人の副會長一名を就任せしむる等、行政實行の上にも彼等の權利を認めしめる事になつた。沿革の概要は上述の如くで、本會の創立を見て以來已に二十年の歲月を閱し、而して創立當時と現狀とを對照する時、轉た隔世の感を深くせざるを得ないものがある。

▲**財政**　奉天居留民會の財政は獨立し、行政區域內の居住日鮮人より所定の戶別賦課金を徵收し此の歲入を以て地方費歲出に當てゝ居る。賦課金は之れを第一款賦課金と雜種賦課に二別し、猶ほ雜收入課目の三種にして第一款賦課金を更に第一甲種賦課金、第二甲種賦課金、乙種賦課金に三別し、各種每にそれ〴〵等級を附し、その所得申請書を標準として賦課金を査定して居る。今大正十四年度の各種の賦課金を表記すると左の如くである。

▲第一甲種賦課金

特等――月額百圓より五圓まで
一等――同四圓　二等――同參圓
三等――同二圓　四等――同一圓五十錢
五等――同一圓　六等――同七十錢
七等――同五十錢　八等――同三十錢
九等――同二十錢
（以上合計戶數三百二十一戶、金額一萬四千三百四圓）

▲第二甲種賦課金

一等――月額十七圓　（二三四等なし）
五等――同六圓　六等――同五圓
七等――同四圓　八等――同三圓
九等――同二圓八十錢　十等――同二圓卅錢
十一等――同一圓八十錢　十二等――同一圓卅錢

十三等—同一圓　十四等—同七十五錢
十五等—同五十錢　十六等—同卅五錢
十七等—同二十錢
（以上合計戶數六十五戶金額一千九百十四圓）

▲乙種賦課金

特等—月額二十圓より十圓まで
一等—同八圓（二三等なし）
四等—同四圓　五等—同三圓
六等—同二圓五十錢　七等—同二圓
八等—同一圓五十錢（九等なし）
十等—同八十錢
（以上合計戶數三十八戶、金額一千八百八十七圓六十錢）

▲雜種賦課金

一、藝妓　一名一ヶ月金參圓（六十五名）
二、酌婦　一名ヶ月金一圓五十錢（百三十名）
三、舞妓　一名一ヶ月金一圓（十名）
四、仲居　一名一ヶ月金五十錢（十九名）
五、遊藝師匠　一名一ヶ月金一圓（二名）
六、女髮結　一名一ヶ月五十錢（六名）
七、行商　一名一ヶ月五十錢（一名）
八、遊技　一名一ヶ二圓（一名）
九、興行　收入の百分の五
一〇、出張販賣一ヶ年二十圓の見込
一一、滯在營業一ヶ年十五圓の見込

其他基地の使用料、證明手數料、胞衣取手數料、雜收入、保育料等を歳入財源として居る。

▲歳出入豫算　本會の歳出入豫算は毎年末評議員會に依つて編成されるが、何分僅か五百餘戶の納稅戶數を有する地方自治であるが爲め、財政の驅引に追はれ、然かも歳入と歳出との平準を失し當事者の苦心慘憺たるものがある。財界好況當時は歳入も膨脹し、戶別賦課金も順調に納入されて居たが、財界凋落後は歳入激減し、猶ほ賦課金の滯納者が增加した。當事者は緩和策として歳出の緊縮を計り、時勢に順應せんとして居るけれども、之が爲め豫算は年々減縮し、大正十四年度の如き僅かに二萬四千三百九十九圓に過ぎず、前年度に比し二千圓近くの縮少を示した。昨年外務省は朝鮮人の行政移管に對し金九千八百十圓の補助金を支出したが、民會としては之れが使途に迷ひ、特別會計として今尙ほこれを保管してある。斯くの如き次第で、財政難のために積極的の地方施設を爲し難い狀態に在るのは地方自治として甚だ遺憾であるが、蓋し亦已むを得ない事であらう。今大正十四年度における其の歳出入豫算を科目別に列記して見よう。

歳入

科目	金額
第一甲種賦課金	一四、三〇四、〇〇
第二甲種賦課金	一、九一四、〇〇
乙種賦課金	一、八八七、六〇
雜種賦課金	五、一二九、〇〇
過年度賦課金	二八五、〇〇
使用料手數料	八〇、〇〇
雜收入	八〇〇、〇〇
總計	二四、三九九、〇〇

歳出

科目	金額
事務費	六、一八二、〇〇
借地借家料	三〇八、〇〇
會議費	一五〇、〇〇
營繕費	二八五、〇〇
敎育費	八、八二〇、〇〇
圖書費	六二、〇〇
衛生費	二、〇九六、〇〇
警備費	二、二四二、〇〇
救助費	四四〇、〇〇
墓地整理費	二五〇、〇〇
雜支出	二、七九二、〇〇
豫備費	一七四、〇〇
總計	二四、三九九、〇〇

▲**地方施設** (一)敎育　奉天居留民會は創立して間もない明治三十九年十月六日大西關に公立奉天尋常小學校を設けた。當時は未だ學制が布かれて居なかつたので變則的な制度の下に僅かに在住邦人の子弟に對し初等敎育を施す程度のものであつた其後明治四十一年二月十三日付を以て本校は在外文部省指定校に昇格し、學制も滿鐵の學制に倣ひ稍々學校らしい形式を備へたが、明治四十四年十二月二十三日行政委員會の決議に依りて學務委員規定を定め、學務に關しては學務委員五名が專任し、漸次其の改善發達に努めた。次いで大正六年十一月二十八日、文部省の指令に依り同校を滿鐵學務課に移管し爾來滿鐵會社の直營する處となり、大正九年三月二十三日大西關より現在の小西邊門外の新築校舍に移轉し、翌十年四月一日の新學期から從來の四年級を六年に延長し、奉天第一尋常小學校と改稱し、幼稚園部を新設し、全然滿鐵の手に移つた。

奉天居留民會行政區域内の居住者は滿鐵の地方公費を負擔せない關係上、民會より滿鐵會社に對し小學兒童委託敎育料として兒童一名に就いて年額二十三圓を幼稚園委託敎育料として一名年額十八圓宛を支出し、猶ほ別に補助費年額三百六十圓、運動會補助費年額百五十圓、都合六千六百二十圓を歳出として居る。猶ほ滿鐵、朝鮮總督府、奉天居留民會の共同管理の下に經營されて居る鮮人の敎育機關たる奉天普通學校に對しても年額一千二百圓を補助する等敎育事業に對し相當の力を盡して居る。

(二)衛生　財政の豐富な滿鐵地方行政治下の都市衛生施設に比し奉天居留民會の夫れは到底同日の談

でない。ヨシ如何に衛生施設を完備した處で、非衛生なる支那人と雜居して居るので、支那側で充分此の點に注意しない限り何の役にも立たない。之れが商埠地に在住する邦人の一大脅威であるが、幸に當事者の周到なる衛生施設に依つて其の危禍を免れて居る。奉天居留民會の衛生費は年額二千九十六圓で其のうち傳染病費の一千三百七十六圓、種痘費の九十圓を重なるものとする。隔離病舍は奉天赤十字病院の病舍を兼用する爲め、更に年額百二十圓を支出し、藝酌婦の健康診斷費として年額四百八十圓を同院に補助する等、公共衛生のために相當盡して居る。猶ほ道路の撒水は支那側商埠局に於て之れを爲して居るので商埠局に對し年齡二百圓の補助をして居る。其他の塵埃燒却、糞便掃除、胞衣取扱等の衛生事務は悉く民會の手に依つて行はれて居る。

(三)警備　邦人の保護取締は帝國領事館附屬の警察署が之を管掌して居るが、外國人の雜居地だけに事故多きに反し警備力薄弱なる爲め、萬一の場合の自衛に當るべく青年團を主體とした自衛團を組織し邦人の保護と治安の維持に當る便法が講ぜられて居る。警備費の大部分は消防費で十餘年前から義勇消防團が組織された。先年ガソリンポンプ一臺を購入し、常備消防手一名を置いて居るが、奉天領事館警察署長を監督者とし、秋季二季に演習を行ひ、消防法の練磨旁ら防火の宣傳に努めて居る。

(四)救助　救助費は行路病者の救助、難民の救濟救助患者の補助に充當するものであつて、前者は豫算年額二百四十圓、後者は二百五十圓を計上して居る。後者は赤十字病院に入院施療施藥せしめて其の實費を補助するのである。十三年度に比し十四年度は約百圓の歳出減を見たが、之れは年々受救者が減少する結果で、然かも居留民會員中には受救者絶無で、多くは支那奧地で阿片を吸飲したもの又はモヒ注射の中毒者である。奉天居留民會の管轄下における現在の居住人口及び戸數は左記の如し。

	人口		戸數
日人	男	九三三	五一八
	女	八六九	
鮮人	男	一、〇五六	四二二
	女	一、〇五三	
合計		三、〇九一	九四〇

社會問題彙報

戰慄すべき交通事故の發生

都市に居住する人士の道德的觀念と公共心の發達程度を知るには其の都市の交通狀態をバロメータとすれば一番早く判ると歐米人が言つてゐる關東廳では第一に交通事故を未然に防ぐため第二には整理と衞生上の意味を含んで大連市を初め關東州、附屬地乃至は領事館區域までの市街區に對して到るところ左側通行を宣傳して居るが何うしたものか其の成績は割合に上らず各市街區において日每に幾多の戰慄すべき交通事件が發生するので當局者もホト／＼之には閉口してゐる。

大連市中で最も通行人馬の多いのは何んと云つても常盤橋で次いでは日本橋、浪速町、西通りなどゝなつて居るが其の常盤橋警官派出所に就いて最近調査した處を聞いて見ると一箇月間の交通違反者數は違警令で處分したもの說諭したもの等を合して三萬六千四百四十七件に達して居るとは如何に道德觀念や公共心に乏しい人が多いかを物語つてゐる驚くべき例證である更に一月元日から十日までの間で午前九時より十時までの一時間内に一番通行の多かつたのは矢張り元旦であつて自動車二十七臺、自轉車二百四十三臺、馬車荷車二百二十臺、人力六十五臺、徒步者三千三百五十二人の概算となつてゐる此の外に電車は殆ど引つ切りなしに通行するのであるから全く常盤橋附近における交通は目まぐるしいものと謂はなければならぬ夫れが爲めか一日だけでも一千三四百件からの交通上の違反がある位で之では日支兩國人が歐米人から劣等視されるのも無理のないことである。

社會生活を脅かす三百代言

辯護士でないのに訴訟事件に關係する謂ゆる三百代言が最近各地とも非常に增加して來た大阪でも生嚙りの法律知識を惡用して事件をより以上に紛糾させ果は美文句を並べたり暴行脅迫をしかねまじき氣勢を示して相手方を恐怖せしめ正當な法律行爲によらず直接行動によつて不正の目的を貫徹し其間利を占めんとする惡辣極まるものが續出し既に大阪地方同區檢事局で恐喝又は脅迫の罪名によつて檢擧されたものが最近でも十數名ある斯んな連中の存在は全く法の保護を無視し社會の共同生活を脅かすことが甚だしいので當局では嚴重取締をなし弊害を芟除することに方針一決し大阪府警察部では府下の各警察署に部内に於ける三百の内偵をせしめてゐるが近く何等かの方策を講ずる前提と見られる。

この傾向は東京に於て著しく之を徹底的に取締るには各府縣にある三百的行爲取締に關する警察犯處罰令類似の罰金若くは拘留科料位の微溫的制裁ではその弊害を匡正するに至らないで東京辯護士會では率先して三百取締規則の法律制定を當局に請願せんため全國の各辯護士會に檄を飛ばし三百の取締に關する從來の經過、彼等の現狀、その弊害實況等の報告を求め大阪辯護士會へも同會長關直彥氏の名において上村大阪辯護士會長に宛て「所謂三百代言取締制定に關する事項」なる珍題目を以て材料の提供方を依賴して來たソコで大阪では近々のうちに大阪辯護士會の總會を開き右の案を附議し結局委員を選んで回答する筈である右につき某法曹は語る。

大阪では所謂三百の跋扈は他府縣ほど甚だしくない從來から三百の多いので有名なのは

近畿地方では和歌山、神戸、京都、大阪府下では堺市等で以前京都では所謂三百と辯護士が大いに睨み合ふた事がある大阪ではズット前辯護士會に於て三百代言の名簿を作成し之**れを各辯護士に配布しこの三百から事件の紹介を受けることを禁止し**違反者には相當の處分をする旨を定めたその時でも既に名簿に載せられた人員は約二百名程あつた此頃では法律思想の普及と思想の惡化や爭議の頻發等の關係から三百もウンと殖えてゐる且つ辯護士を頼むより三百が安上りださいつた心から三百を頼む人が出來たのであつて「六法」の生噛りで三百になる者が多くなつた中には暴力に訴へるものさへあり殊に借家爭議になると相手方が好んでこの三百的行爲をする人を依頼する惡い風が流行して來たこれは大いに憂ふべき現象といふべき事であると。

逐年增加する不良少年少女

不良少年や不良少女は逐年增加しつゝあり其の犯罪も徐々深刻複雜を極むるに到り當局者も之が取締りに關しては尠からず苦心を拂つて居り其の善導方法に就いても頗る腐心しつゝあるが何分にも是等の不良少年少女を悉く收容し感化善導すべく餘りに其の收容機關が尠いので之が**機關の増設擴張の必要を認め**近く何等かの方策を講ずるとの事である試みに最近内務省社會局が調査したところの全國感化院數並に院内收容者及び委託人員を見れば國立の感化院は武藏野學院が僅に一箇所で是に收容されてゐる者は**男兒五十七名に同じ**く男兒の委託生が二十八名の總計八十五名であり夫から府立の感化院が一箇所で東京府立小笠原修濟學院に男兒が四十二名、委託生が八十八名、京都府立淇陽學院が三十五名、委託生二十五名、大阪府立修德院が男兒百十九名、女兒二十四名、男兒の委託生が二十七名女兒の委託生が七名、合計百七十七名を收容して居る尚ほ此他に北海道廳立のものが二箇所ばかりあつて此の二箇所の分には男兒五十五名と女兒四名が收容されてゐる。

此他に縣立の感化院が二十七箇所で國立府立廳立縣立の各感化院を合して現在においては男女一千六十九名、女兒四十四名、男兒の委託生四百二十五名、女兒の委託生二十三名男女合計一千五百五十八名の不良少年少女が是等の感化院に收容され善導されつゝあるが更に國家が補助しつゝある代用感化院並に家庭學校と稱する感化收容機關が全國に二十六箇所あつて是等の代用感化機關に收容されてゐる不良少年少女の數は男兒一千六百六十八名女兒百六十名、男兒の委託生五百二十九名女兒の委託生二十九名、合計二千三百八十六名であるから現在全國の感化院に收容されてゐる男女兒童の總數は三千九百四十四名となると社會事業家等が盛んになるに從つて不良少女若しくは不良少年を預つて善導し感化したいと云ふ希望者がだん〳〵增加する傾向があるので當局は是等の特志家に對しては今後出來るだけの補助を與へる筈であると。

日本では始めての兒童農園

外國の大都會地に行くと必らず郊外に家庭農園と云ふのがあつて其の農園の會員になると一定の農園を所有することが出來て日曜毎に農園に出掛けて畑いぢりをやり其の栽培したのを持ち歸ると云ふのがあるさうだが今度加藤精一氏は地震後東京の子供が自然に親しむ機會の尠くなるのは其の健康の上に非常に影響する所があると云ふ考へから自分は一人の子供もないのに東京の子供のために府下調布に日本に初めての試みである兒童農園を開いた新築した氏の家の前には二千坪の農園が開かれ既に入會した家族たちが辨當を携へて日曜等には何組となく出掛ける園員になると

一人に二坪宛の畑が貸與せられそこに兒童の名を冠した何々農園と云ふ可愛い標札が立つて其の範圍はその子供の領地となるのであるが其の領地では領主の兒童が父母兄姉や園主の指導で或は野菜を植ゑたり或は種を蒔いたりして何れも大喜びで活動してゐる。

區域は五十區許りあつて都會の子供が始めて味はふ野外勞働のお蔭で皆生々として居る出來た野菜は家へ持ち歸つて母に料理して貰ふと云つた具合で非常にうまく行つてゐるやうである兒童農園の規則を一寸擧ぐれば本園員は小學兒童に限る、園員自ら花や農產物を栽培して自然の妙理を體得す、園員は何時と雖も自己の農圃に苗木種子の植附をなす事を得、園員の坪數及び料金は二坪一圓五十錢四坪三圓三十錢(何れも一年の料金)、で本園は種子苗木肥料を分讓し器具を貸與し農園管理者栽培指導者を常置すると云ふのだ。

人類愛に燃ゆる若き傳道者

東京市本所向島舊德川侯爵邸の中にある集團バラツクには大震災から二度目の正月を迎へた今日未だに家らしき家も求め得ず寒さと飢の生活の悲しみに濡れて行く貧しい人達が多い此のバラツク街に「まだ若いが感心な人」と尊まれ小さい子供達からは「先生!」と呼ばれて慈父のやうに慕はれてゐる小島八郞(二六)と云ふ若い傳道者が居る華やかな虹のやうな社會救濟の理想ではなく地味なそして貧しい體驗に依る人間味のある尊い小島氏の隣人愛の結晶は本所區役所の知る所となつて此の初春早々區教育會から其の美德を表彰され又中村市長にも申請された小島君の實父は現在でも區內に護謨工場を經營して居るこの資本家の息子として育つた同君は家の近所に群れをなして居る貧民窟の人達の暗い呻きの聲を幼い時から心に深く刻みつけられ既に小學生時代から飢に迫られて居る家の窓より溫かい食物を投げ込んだり又長岡町十三番地に住む貧しい子供たちが酷寒に凍ゑんとするのを見兼ねて自ら襦袢と下着を脫いで惠んだ美はしさを學校から表彰された事もあつた。

斯うした小さい心に植ゑ付けられた貧しき者への同情は更に突き進んだ深川富川町の勞働者街生活の體驗に依つてます〱深くなつた震災當日の活動は全く犠牲そのものゝ人類愛の溢れであつた昨年の春頃からは區內第七中學校跡の集團バラツクに現はれて人の道を叫び動もすれば荒み行く生活苦を呪ふ人達の心を抑へんと努力した其の當初は生意氣な青二才奴と惡罵と打擲の暴力を以て迎へられが併し斯うした彼の受難の苦痛は日ならずして尊敬と愛慕となるの時が來たそして此街に善良なる美風が漂つたのは此の若き傳道者が信念の溢れであつたバラツク感化の一つの使命を果した彼は昨年の九月から現在の所に移つて生活悲曲の濃い陋居を明るく導かんとして居る此處に住む中澤清次(一〇)新保一保(一二)丹羽正治(一三)小川正雄(一〇)の四少年を孝行納豆賣りだと云はれるまで美しい噂の少年達にしたのも彼れが此處に移つてからの努力の一つで區の杉山庶務係長も「全く本所區が生んだ美しい事實です」と嘆賞の聲を放つと共に氏の隱れたる仕事を喜んで居る。

失業者救濟に就ての具體案

內務省社會局では失業者救濟に努力すべく本年度に於て中央地方の職業紹介所の擴張を行ふと同時に相互の聯絡統一を圖り從前に比して一層の好成績を擧げん事を期してゐる而して之が具體策としては曩に全國の職業紹介所長を招集して協議會を開いた際に提出された諸種の意見卽ち職業紹介所の國庫補助を增額する案、勞働者の共濟組合に國庫補助を與ふる案、職業紹介所の事務上の通信に對して

郵送料を減額又は免除する案、不正求職者竝に同樣の不正なる求人者を取締る爲めの罰則を設ける案等に就き目下審議研究中であるが追つて實施する事となるであらう。

又この度の行財政整理に依る淘汰の結果失業者となれる多數の職員官吏の救濟策に就いては義に各省の人事主任を招集して協議する所あつたが同時に又特殊の講習會等をも開く豫定である而して最近最も重大視されて居る謂ゆる自由勞働者の失業救濟に就いては無料宿泊所の增設や商工資金融通等種々の救濟策を講ずると同時に一方此の根本的救濟策として現在の多數の失業自由勞働者を振向ける策を講じて居るが又その一方において官營工場の自由勞働者を職業紹介所の紹介に依るもの以外は決して採用せぬことにすると云ふやうな方法に就いても目下考究して居る。

時代に伴はない家庭の悲劇

主人は專門學校出の三十五歳、月給二百圓勤め先は會社、住居は郊外の借家で家賃三十五圓、家族は六十歳を越ゐた老夫婦二人と主人夫婦二人と主人の弟が一人（小學校通學）妹が二人（一人は高女在學、一人は盲目の不具者）この七人の外に結婚して夫と死に別れ一人の遺見を抱へて出戻つた姉の親子二人とで總勢九人であると云つて東京市の社會局の人事相談所へ「私は或る媒介者を信用して結婚しましたが行く早々嫁入り仕度は殆ど質入れされて無一物になりました之では行先見込がないので子供の出來ぬのを幸ひ實家に戻りました質屋に入つてゐる私の嫁入仕度と縮さを戻して貰ふ方法を敎へて下さい」と相談に來た二十歳ばかりの若奥樣があつた此の婦人は前に擧げた一家の主人の妻に選ばれ新婚半年ならずして見限つて出て來た女だ「もう再婚など云ふことは聞いても身慄ひしますす何んなに苦しくとも私は奉公をして身を立てます」と求職の相談もして行つたさうだ此の婦人の中立てによると新舊思想の衝突でも何でもない之れこそ時代が或る程度まで何處の家庭をも襲うてゐる所の共通の苦痛だ。

川島主任はその婦人の言葉を解說して語る「日本の家族制度の美風が一家經濟の壓迫のために破れつゝあるに拘はらず之れに氣づかない方は隨分あらうと思ひます此の婦人の話によると六十歳を越した老夫婦は隱居して何もせず其のうへ若い時からの習慣で今も相變らず大酒を飮みつゞけて居るさうです三人の弟妹は呑氣に學校へ行つてゐるし出戻りの姉は子供がゐるので働けずこの九人の家族が唯一人の主人の働きによつて生活して行かうとするのだから一箇月僅に百圓の月給ではとても暮らして行ける筈がありません斯う云ふ一家の經濟上の問題に就いて親も姉妹も只家に住つて養はれると云ふ考ばかりで働くことを卑しいと思ふ所から一家は全く無理な家計の上に立つてゐるのです隨つてこの嫁さんが其の嫁入仕度を皆入質されたのも自然の成行きでその婦人も「私が子供でも生む樣になつたらその時こそ何うすることでせう」と考へて見極めをつけたものらしいのです要するに此の離婚の問題には惡人や意地惡い人は一人もない唯何家といふ美名の中に誰でも永久に養はれると云ふ考へで時代の變化を少しも察しない人達が生んだ所の悲劇です」。

歐米兩國の住宅問題の對策

先頃歸朝した內務省社會局書記官石川芳太郞氏は最近各都市に於て喧しく叫ばれ居る住宅問題について語る「米國で住宅問題が起つたのは十八世紀末であるが之は單に衞生上風紀上と云ふ問題に止まり眞に住宅難に迫られて社會問題として切實に要求されたのは日本と同樣歐洲戰亂に依つて戰時工業が勃興した

爲め勞働者の住宅難といふ事に始つて居る政府では委員會を設けて調査したところ各都市で非常に不足を告げた事が分り住宅資金融通を始め一方財團法人の住宅組合利息配當の住宅會社等が出來たが住宅難緩和の成績は容易に上らないので最近住宅最高委員會では英國が一千九百九年に制定した工業團體は住宅を供給しなければならぬとの法を採用し一方郊外に個人住宅を移さしめる事を援助すると云ふ傾向が盛んになつて來て居る。

又英國では一千八百五十年頃から住宅問題が唱へられ法人組合に資金を貸與すると云ふ法案が出來たがロイドジョーヂ內閣の時に或期間に限り住宅建築補助金を與ふる事とした結果建築材料と工賃の暴騰にて思はしい結果を見ずマクドナルド內閣になつて十年計畫で百萬軒を年に十萬軒宛建築して住宅難を緩和すべき方針を建てたが果して何うなるか分らない現在住宅難は歐米各國共に社會問題となつて何れも頭を惱まして居る白耳義では家賃を下げる爲めに地下の安い住宅を郊外に選ばしめて居るが國が小さいだけ交通上下水電燈等の設備も行届き比較的成績を納めて居る歐米に於ける家賃は收入の二十パーセントと云ふ事になつて居るが實際のところは三十パーセント位になつて居るやうだ」と。

滿鐵が愈々設ける子供の家

滿鐵社會課豫ての計畫であつた托兒所設置は愈々近々中に實現の運びとなるだらう滿鐵下級員中の困窮者と一般困窮者の爲め何よりの福音といふべく社會政策上有意義な企劃たることと言ふまでもない夫れだけ將來の完備を俟つもの頗る多いが差當りの現在の要求を滿たし得る程度において一種の基礎的事業として着手される筈で先づ沙河口工場地並に日の出町の二箇所に之れを設置し名稱も托兒所といふ冷かな感じの名稱を避けて「子供の家」と命名し沙河口から着手する卽ち沙河口の木造社宅俗に八軒長屋と稱される社宅に改造を加へ內四軒分を「子供の家」に充當し二名の保姆を置いて三才以上六才（事情に依つて嬰兒も拒まない）の子供の晝間保育をすると共に是れに「母の仕事」を併設し殘り四軒分を充當してその仕事場とする是れは副業獎勵の意味でやるものでミシン、和服、裁縫、毛糸編物、刺繡を副業として行はしめ其の希望者は何人でも加入が出來るのである。

之れを要するに「子供の家」は母を失つて子供を家に殘して出勤の出來ぬ人の爲めにも又副業に出たいといふ希望を持つ婦人の爲めにも共に便利な機關である「母の仕事」は一方に「子供の家」を與へ副業も與へることになるのだ右は總て第一期の事業計畫で「子供の家」の二期事業計畫としては晝間保育の外に嬰兒でも何でも晝夜を問はず繼續的に保育し得る設備を完成し大連沿線をひつくるめて困憊者の救濟を爲す方針であつて日の出町が沙河口より稍遲く右第一期第二期計畫に準じて活動を開始するのである斯樣な次第であつて既に第二期計畫の實現促進要望が沿線方面から起つて居る而して日の出町倶樂部附近にては別に兒童遊園を新設する計畫があるので夫れが決定を見次第日の近くの社宅を改造して實現するものと豫想されて居る。

兒童救助萬國同盟會の支部

現在の兒童は將來やがて世界改造の任に直面して行くべき者であるといふ意味から各國兒童の生命を保全する事は絕對に必要で人種の敵愾心、異見、宗教の差異等は斯の必要に對して須らく第二位に置くものである斯うした兒童愛の立場から世界に活動して居る兒童救助萬國同盟會では今度我國にも同盟會支部を設置すべく日本代表委員の神戶綿商ドーヅ

ラス・エム・ヤング氏が目下奔走中である同會は最初歐洲大戰當時に戰爭被害諸國の兒童救濟のため千九百二十年にジユネーヴ國際委員會と英國兒童救助會と瑞西ベルヌの兒童救助會とが一つとなつて成立したもので現會長は元ジユネーヴ駐在瑞典領事男爵ヤー・エフ・ド・ギール氏、副會長は兒童教育に有名なエグランチーヌ・ジエツブ孃であつて其外歐洲各國の赤十字社長が委員になつて居る。

世界平和の今日では婦女兒童賣買撲滅や露國饑饉兒童の救濟や兒童の感化教養に專ら努め少年の爲めの簡易食堂を各國に約千二百程設置し更に昨年の東京の大震災に際しても二十萬圓の震災兒童救濟金を日本赤十字社に送つて來た尚ほ先般兒童體育養成費として二萬圓を愛國婦人會隣保館に寄附して來た歐米各國には遍く支部が設けられて居るが東洋には今回日本が初めてである支部長は多分本野子未亡人に依賴する事となるべく成立の上は政治上宗教上の性質を持たず國際的立場から東洋兒童の教養救濟に盡すのである。

法律の社會化と家事審判法

現在に於ける法律中には著しく社會化されないものが一二にして止まらないが家事に關するもの、如きその最大なるものと云はなければならない如何なる家事上の問題も之を法廷に持ち出す時は爭ひの形となり勝敗によつて決定さるゝ型で行かればならないソレが爲めに解決をつければならぬ家庭上の種々なる問題がその儘に葬られることが尠くないのは立憲法治國として恥かしい事柄である司法省にては此處に留意し新たに家事審判法を制定し最も秘密裡に是等家事上に起る種々なる問題を圓滿に解決をつけやうと朝野法曹界の權威者のみを委員に擧げ家事審判法審査會なるものを設けて之れが審査を開始した該審査委員の一人たる法學博士穗積重遠氏はその必要缺く可からざる事に就いて語るらく

現在の法律が不完全なものだと云ふのではないが社會化して居ないものが尠くないから夫等は出來得る限り速かに改めて社會化するやうにせねばならない事はいふまでもない政府當局にて家事審判法を制定するの必要を認めたのも夫れが爲めであらう外國には斯うしたものが立派にあるが我國にはない父子兄弟の財産爭ひや離婚問題に關しての爭ひなどは出來得るならば世間に公開したくないに相違ないが現在の裁判によつて之が黑白を決しやうとなると何うしても世間に公開せねばならない表沙汰にしなければ決せられないのであるが之れは面白くない之を世間に公開しないで圓滿の裡に解決してやらねばならないと云ふのがこの法の主旨である云々。

東京に兒童會館の新設計畫

東京上野公園竹の臺に東京兒童會館を經營してゐる森山俊亢さんは目下園内バラツク二百有餘の家庭から子供を預つて熱心教育に當つてゐるが今年は四五月までに下谷淺草深川區のうち適當の箇所を選んで是非とも一大兒童會館を新築したいと春早々計畫に怠りない敷地は百坪から百五十坪位で木造の二階造り經費は約二萬五千圓を掛けるさうだが關係者には政治家、實業家、學者、藝術家などと贊成するもの多數あるので經費の目當もついて居るらしい二月になると池の端の集團バラツクが撤退せられるから夫れまでには適當の地所を選擇したいと言つてゐる但し本所には子供に關しての社會施設が澤山あるから成るべくならそんな處よりも兒童施設のない處へ建てたい方針で下谷淺草方面に物色してゐるのだ新會館は自給自足を原則とする森山さんの理想を實現したもので東京中の兒童施設の模範にもとの太した意氣込みであると。

家族主義

◆西洋の諸般制度を無撰擇に摸倣採用した結果として我國のそれには國情民俗に副はざるものが多々存在する◆現行民法の如きもその一ッで之れは個人主義的思想を基礎とする佛蘭西法の直譯に獨逸法を加味したものであるが刑法の基礎も亦そこに置かれてある◆そこで臨時法制審議會では大正八年の同會開設當初より現行民刑兩法の改正に就いて研究中であつたところ最近その改正綱領全部三十二項を決定した◆改正の要旨は大正七年中臨時教育會議において決議した二案即ち『法律制度の我が國俗に副はざるものは之を改正する事』と『我が固有の淳風美俗を維持するが爲めに必要なる施設をなす事』と云ふ點に存する◆故にこの要旨に基いて現行民刑法が改正されると國情民俗に副はない木に竹を接いだ樣なところが全然改められるわけだ◆斯うして直譯的摸倣的の點が改められるのは我が文化の一進展として喜ぶべき事だが單に法律のみならず政治にも經濟にも社會の種々なる施設にも直譯的摸倣的のものがまだ澤山ある◆國情民俗を無視した制度や施設の調子好く行はれる道理はなく又それに生命が宿つて活きた働きをする道理もない◆民刑法に對する今回の改正は我國固有の美俗たる家族主義を基礎に置くと云ふ事だが個人主義のために家族主義が漸く破られんとしつゝある今日洵に結構な事と謂はねばならぬ◆西洋の總べての施設の裏には個人主義が潜んでゐる經濟上の資本主義なるものも個人主義が自由思想と相待つて歴史的に漸次發展した結果であると云へる◆個人主義は個人を强める事になるが同時に非社會的となり一轉して利己的個人主義となり更に物質的、論理的、非人間的となつて社會の紐帶を弱める◆家族とは個人が血肉的に且人情的に結合したもので夫れが社會の一單位となれば社會にも當然人間味が溢れる樣になる◆元來我國は皇室を宗家として君民同治の下に家族的に團結し來つた國柄でそこに謂ゆる國粹なるものが存在する◆隨つて個人が情誼的に肉血的に結合した家族にも人間味が溢れその人間味に依つて淳風美俗が自然に作られたのである◆家族主義と家長制度とは必ずしも同一でない家長たる戸主の男子に絕對權を與へ婦人や子供を壓迫的に從屬させる家長制度は文化の發達し行く今後の社會

と相容れない所がある◆家族制度イヤ家族主義は一方に個人の力を認め家族を構成する婦人の力を伸ばさせ而して其の家族といふ團體のために精神的の一致結合を旨とする◆此間には權利とか權力とか云ふ理屈張つたものは要らない要するに人間の持つて生まれた美しい情愛を中心として堅く結合するのが家族主義の長所だ◆處が西洋方面から盛んに個人主義的思想が輸入され他の直譯的摸倣的制度にも個人主義的思想を背景としたものが多いので日本の家族主義は餘程危くなつて來た◆家族主義が危くなると同時にそれを土臺として自然的に生長した我國の淳風美俗が次第に失はれて行くのも當然の歸結である◆和衷協同とか小異を去つて大同に就くとか云ふことは家族主義的思想があつて始めて能く望まれる事で餘りに個人主義的思想が發達すると何事にも大局一致といふ事が望めなくなる◆その結果は社會の到る處に蝸牛角上の爭ひが多くなり下らぬ騷ぎや悶着が殖ゑ自他互に相傷つき社會は全く闘爭の巷となつて人間味が段々薄くなる◆無撰擇に西洋の個人主義的制度を摸倣した結果として現在の我が社會は既にさうなつて居る内輪喧嘩が盛んに持上がるのは畢竟その爲に外ならぬ◆小天狗が多くなつて鼻の突合ひが激しくなり我見我執の啀み合ひが殖ゑ船頭多くして船を山に登すのも此の故に外ならぬ◆斯うして日本の醇風美俗が失はれた結果はどうなると思ふか二千五百餘年の歴史は一片の反古となり築き上げられた國情と民俗とは滅亡し竟には國家の基礎を危くするに至るだらう◆個人主義的思想が發達しても一方に社會集團的思想が進んで居ればその社會思想によつて個人思想を或點まで抑制し又これを撓め直すことも出來る◆然るに吾々日本人の社會思想は猶ほ甚だ幼稚であつて事每にそれが露はれるから此の場合に個人主義的思想のみ進むとその弊を益々助長する事になる◆そこで我が日本としては日本の長所たり優所たる家族主義を維持しそれに依つて協同思想を發達させ更にそれを社會に延長する樣にせねばならぬのだ◆歐米人はその社會思想が存外進んでゐるので日本の家族主義的思想の如きものがなくともそれに依つて個人主義的思想を程好く調節し得てゐる◆何は兎もあれ我國としては家族主義を守り立てゝ行くことが大切だそれは摸倣より創造への第一歩ともならう。

人類と他の生活

◉人類を始めとしての植物を除いての生物の胃腸は丁度植物の根の様なものである◉花卉に水を遣らぬと凋れ蔬菜に肥料を施さぬと枯れる如く生物の胃腸に全然食物を送らぬと遂には死んで了ふ◉植物でも野生のものや自然的に發育したものは水と肥料とを遣らないでも自然の惠みの水と露と土中の滋養物とを攝取して立派に滯りなく活きて行く◉大きな奴になると根を深く土中に突込んでどんな風雨の變があつても能くそれを凌いで何百年も何千年も活きる◉鶴は千年、亀は萬年とか云つて事實それ程でなくとも相當に永い壽命を保つ生物もある◉然るに人類は長壽者でも百十歳前後でその以上に活きる者は少い千年、萬年などは人類の命數の上において到底望まれない◉のみならず文化が發達すると其の反對に人間の健康が悪くなり庭園の花卉のやうに見てくれは美しいけれども實質は軟弱で早熟早老のものが多くなる◉野生的人類とも云ふべき野蠻人若くは原始人は一ヶ月も胃腸に食物を送らないで平氣で居るものもあるが文明人乃至文化人にそんな強いものは先づ無い◉して看ると吾々人類社會の文明乃至文化なるものは庭園の花卉のやうなもので美しい代りに脆弱で三日も水を遣らぬと凋れて了ふと云ふわけだ◉隨つて人類が人類自身の手で作つた文明乃至文化に溺れると段々弱くなると云ふ理窟になる◉我が王朝時代に餘りに文化的となつた公卿が弱くなつて半ば野生的の地方の土豪に天下を奪はれて武門政治の端を啓いたのも之れと理窟は同じだ◉文明の餘りに爛熟した羅馬が蠻人ゴールに仕て遣られたのも同様の理窟に當て篏まる◉土に親み自然に接近する田舎の農夫はその胃腸に芋や大根を放り込んでそれで頗る達者だが文化的の都市人は佳肴珍味を胃腸に滿喫させて居りながら病身のものが割合に多い◉身體は弱くても精神は強いと云ふ者があるかも知れないが極少數の特殊人を除いて一般人は身體が弱ると精神も弱くなる◉吾々文化人は此の道理を考へて一面その生活に改造を加へる必要があらうと思ふ◉生活を個人的に改めると共に社會的にも亦之を改めて文化生活なるものに一味の蠻風を加味する必要があるだらう◉軍事教育や尙武の皷吹や運動競技などは其の一方法だが自然味が乏しくては頗る心細い。



童話 友作さん

草野文太

或る田舎に今年十二になる友作さんと云ふ子供とそのお母さんとの二人暮らしがありました。勿論お父さんもあつたのですが十年ばかり前に一稼ぎして來るといつて出られたきり一寸も便りがありません。お母さんはそれを非常に心配してとう〳〵腦病から目が見ゑなくなりました。友作さんは毎日山に登つて薪を採り一里餘り離れた町にそれを賣りに行くのでした。

所が友作さんの内から少し離れた山の麓に一人住ひの情け深いお爺さんが居りました。このお爺さんは人の思ひがけない時に、山にでも、野にでも、夜でも、晝でも、ヒヨックリ出て來ますので、誰いふとなく、ヒヨックリお爺さんヒヨックリお爺さんといひました。

或る日のこと友作さんはお晝すぎから薪をかついで町に出て行きました。少し暇どつて、日の暮れかゝる頃に野中の一筋道をとぼ〳〵と歸りかけました。今丁度夕日が入つたばかりです。あたりの農家の灯が點々と見ゑます。小川に渡した橋の上まで來ると、

『あゝ靜かな夕暮だ。とう〳〵日が暮れてしまつた。お母さんがさぞお待ち兼ねだらう。それにしてもお母さんの目はとう〳〵見れないらしい。ハーテ困つたな』

と言ひながら西の空を眺めてゐました。そこへヒョックリ爺さんが來て、

『ヤア友作さんぢやないかい。ねらい心配そうぢやが何うしたといふのか。ハハアお母さんの目が癒らないといふのだらう。それなら私がよう知つてる事がある。敎へて上げやう』

『アッ、お爺さん、それはほんとう……』

『この爺が噓をいふものか。それは斯うだ。此の村から五里ばかり東の山奥に櫻野と云ふ所があつて其處に眼力爺さんといふお爺さんが居る。目の病を能く癒して下さるので近所の人達は眼力爺さんと呼んで居るのだ。そこへお出で、そしてそのお爺さんにお母さんの眼の病のことを話して賴みなさい、きつと癒るに違ひない。いゝかい櫻野の眼力爺さん、分つたかい』

と云ふとヒョックリ夕闇の中へ姿をかくしてしまひました。

翌日、友作さんはお母さんの手を引いて櫻野に出かけました。五里の道が二人には大そう遠いやうでした村にさしかゝつて遊んで居る子供に尋ねたら

『ア、眼力爺さんのことなら……』

といつて表まで連れていつて吳れました。玄關から聲をかけると、

「ハイ、どなた」

と障子を開けて出て來た人は眞白い髯が頬一ぱいに生ゑたお爺さんで、

『目が惡いんだね、宜しい、こちらへお出で……』

と言はれるので、二人はその後について行くと、小暗い部屋に案内される。爺さんは古い小さな箱を持つて來てお母さんの前に坐つた、そしてぢいつとお母さんの眼を見てゐましたが、

『いつ頃から見ゑなくなつたのかね』

と問はれてお母さんは直ぐ返事をしました。

『もう丁度四年になります、ね友作……』

眼力爺さんは古い箱から古ぼけた眼鏡を出してお母さんの眼を覗いて見る。そして考へたりホヽウと言つたりする。友作さんはぢつとお爺さんの顏とお母さんの顏とを見てゐました。

『これはきつと癒ります』

『エヽッ、癒ります』

『これはね、チボユリと云つて、山に出來る高さ五六寸位な百合の花の汁をつけると癒る。その花を三日の内に百本取つて三日目の十二時までつけると間違ひなく見ゑるやうになる。だが目の惡いお母さんは三日の間物を言つてはいけない。いゝかい。チボ百合は白い花が咲くんだよ』

二人は大そう喜んで厚くお禮を述べて歸りました。

翌日友作さんは朝早くから辨當を用意したりお母さんの晝の仕度をしたりしました。

『お母さん、今日からチボ百合を採りに行きます。何んな事があつても默つて居なさい』

と云つて硝子瓶を腰に下げて山に登りました。白い花、どこかにあつた樣だと、草の間や藪の中を見ましたが、何處にもない。今度は谷を下りたり崖を登つたりしてとう〳〵峠へ着きました。そして杉の幹に凭れて何氣なく向ふを見ると白い花がチラッと見えた。友作さんは

『アッ、あれだ〳〵』

と落ちるやうにして行きました。一つ摘んで、瓶の口で絞ると、蜜のやうな汁がたつた一滴瓶の內側を傳ふて底にとゞきました。そこで七ツ採りました。

お母さんは座敷へ引込んで默つて居ます。お晝頃に村のおばさんが

『友作さん〳〵、もし〳〵友作さん……』

と呼びましたがお母さんは默つてゐます。おばさんは

『友作さん……おかしいぞ……友作さん……居ないのか……』

と座敷へ上つてると其處に友作さんのお母さんが坐つて居る。側へ行つて

『こゝに居ましたか……フン……變だ……今日は……こりやおかしいぞ、昨日まであんなに話してゐたもの

が……あゝ馬鹿になつたんだな。顔ばかりニコ〳〵して……馬鹿に用はない』
と言つて出て行きました。友作さんは日が西に傾く頃に百合の花を十五採りました。
更らにその翌日、友作さんは今日こそ澤山採らうと大へん意氣こんでまた山に登りました。すると不思議に今日はよく見付かつて瓶の中の澄みきつた百合の花の汁が深さ五分位になりました。勇氣を得てごん〳〵巡りましたので夕方までに九十一本採りました。さあ嬉しくてたまりません。あと九本、明日の中に美事に取れる、お母さんの眼が見ゐる。嬉しいねエ、と獨言しながら山を下りました。
三日目、今日で百になる、今夜の十二時が打つ時お母さんの眼が見ゐるんだ、と思ふと嬉しくて堪りません。登るとすぐ道の側で三つ採つた。あと六本、お晝飯までに四本、それから殘り二本採ればよい事になりました。友作さんは一休みして又歩きました。が今度はなか〳〵見つかりません。もう夕日が山の彼方に入りましたけれども最後の二本がありません。だん〳〵薄暗くなりました。
『あと二本になつて……、チヨッ』
と山の中を驅け廻りましたが矢張り見ゐません。日はとつぷり暮れてしまつて月が杉の梢に輝いてゐます友作さんの目は涙で曇りました。八時……九時……十時……それでも見當りません。地だんだを踏んで歩きました。途端にドタンと轉びました。起きやうと思つて右の手に力を入れた時すぐ先の草の間に鮮かな月に照らされた白い花を見ました。その三つの内、二つだけ摘んで、絞るとすぐ瓶にしつかと栓して、坂道を出

つたり飛んだりして、月の山路をひた走りに降りました。
大急ぎに歸つて來て、内に入るや否や、時計を見ると、十二時にはまだ四五分ありました。お母さんの所へ行つて、手早く瓶の栓を拔いで、そこにあつた筆でお母さんの眼ぶちに何度も〳〵塗りました。
もう見ゐるのぢやないかと思つて、そこらに有つた本を持つて
『お母さん、この字は何の字……』
『何の字か知ら、まだ見ゐないよ』
そこで友作さんはまた百合の花の汁を塗る。
『今度はこれだ、これは何の繪……』
『どうもまださツぱり見ゐない』
また塗る。瓶の汁が無くなつたとき十二時を打つた。友作さんは古新聞の廣告の大字を差し出して
『今度はどうです。エツ少し見ゐますか……これは……これも見ゐる』
と一心になつて居るところへ
『モシ〳〵友作さんのお宅はどこでせうか』
と尋ねる人がある。友作さんは座敷から出て見ると其處に車屋さんが居る。
『ハイ、友作といふのは私です』

と言ふと、その車屋は「さうですか」と云つて、直ぐ表へ出て行く。何でも二三人らしい話聲がする。間もなく二人の車屋さんが大きな行李をかゝへて來て疊の上に置く。出て行くとまた持つて來る。狹い所へ行李が五つも置かれる。其の上リンゴの籠、バナナの房、風呂敷づゝみとごし〳〵持ち込まれたので、居り所もない位になつた。友作さんは眼を圓るくしてキョトンと眺めて居ると四十位のおぢさんが立派な身なりをして這入つて來ました、そして二人の車屋さんに向つて

『御苦勞だつた、これは少ないが……』

と五圓札を渡す。車屋さんは禮を云つて歸る。と、そのおぢさんは友作のそばへ來て

『オ、、友作であつたか、私はお父さんだ、ねらう肥ねたの』

と言ひながら友作さんを抱き上げた。友作さんは抱かれたまゝお父さんの顏を穴の明くほど見つめました

その顏にお父さんの涙がハラ〳〵と掛りました。

そこにお母さんが轉ぶやうにして出て來ました。友作さんは

『アッ、お母さん、眼が見ねますかッ』

『友作、お前のお陰で、お前の顏もお父さんのお顏もあり〳〵と見ねます』

その時、戸の開く音がしたので見ると、ヒョックリお爺さんが顏を出してゐました。

これから三人は安らけく樂しく又睦ましく暮しました。



旱魃の村

（上）

在東京　小谷白汀

太陽は毎日焼け付くやうに照り續いた。既に八十日餘りと云ふものを一滴の雨さへ漏らさぬ大空には、焔の樣な空氣がキラ／＼と輝いて、地上の萬物は喘ぐが如く萎垂れた。田には勿論大きな龜裂をさへ生じた所もあつて、稻は漸くその纖細い生命の莖を擡げて居るに過ぎなかつた。

村人達は寄々協議して絕えず水の供給に苦心した。井戸も所々に掘られたけれども何れも之れも思はしく水の出るのは無かつた。ただ裏山の奥から十數丁に亙る長い樋を掛けて、所々の岩影から漏れる僅かづゝの谷川の水を集めて、漸くそれを附近の村に配給して居る丈けであつた。だから唯一筋のその溝の水はその下流を汲む小さい三つの村人達の生命の綱であつた。それで各村からは毎日毎夜交代で村人を出して其の溝の水を監視した。そして少しでも水量が減ずる樣なことがあると、直ちに村中の人々が出て來て、其の原因を檢べ、或は堤を高くしたり、或は溝を浚つたりした。

村人達はこれまで度々雨乞ひを行つた、山の麓にある一番大きな村の鎮守の祠で色々な催しもした、そしてまた近々大々的に祈願を行ふので、此度は牛の生首を神前に供へる事となつて居た。所が此の祈願祭について計らずも**村の青年達の間に面白からぬ感情の經緯が生じた。**それは牛の生首を供へると云ふ事、それが一部の新らしい青年達に何だか迷妄な一種の滑稽味を覺ゑさしたばかりでなく、その中の澤田英二といふ青年がそれを事もなげに嘲笑したのに原因したのであつた。

英二は村の高等小學校を卒業した計りであつたけれども、絶ゑず新らしい書物を讀み、文學や思想問題などに熱心と興味とを持つて居る頭腦の好い青年であつた。そして唯一人の老ひた父親を助けて少しばかりの小作をやつて漸く渡世をして居るのであつた。

英二の父は來年還暦の祝ひを迎へるのであつた。早く妻を失つて永い年月の間唯だ一人の子息の英二の幸福を欲するが爲めにのみ佗びしい生活を續けて來たのである。そして僅かばかりの貯蓄を虎の子の樣にして英二の爲めに何かそれが有效に役立つ日を待ち望むで居るのであつた。

父はまた、近頃の旱魃で收穫が皆無になりはしないかと甚く氣遣つて、日毎夜毎に野良へ出て、チロ〳〵と流れる溝の水を眺めては、彼方此方と驅けづり廻り、村人達と共に給水の心配をした。

村人は誰れも彼れも非常に昂奮して居た。彼等の神經は一滴の水に對しても極めて鋭敏に働らいた。そして誰かゝ少しでも自分の田に有利なやうな水の引方をすると直ぐ後からこれを直して廻つた。それが爲めに

ともすると口醜ない爭論が彼等の間に持ち上がるのであつた。

この村々を廻ぐる一筋の溝の水には、村で指定してある場所の外、水車を掛ける事は一切嚴禁されて居たこれがまた村民の水に對する欲求を一層强からしめて、掛けたまゝ使用せずにある水車を見て咽喉を鳴らすものが多かつた。それで時々人知れず夜中に水車を踏みに行くものがある、と云ふ評判が何處からともなく立つて、村の警戒は一層嚴しくなつて來た。

所が誰れ云ふとなくそれは英二の父の所爲であると云ふ噂がフト英二の耳に入つた。彼れは眞逆とは思つたけれども何うしても其れが氣掛かりでならなかつた。

それは風が落ちて生暖かく寢苦しい晩であつた。英二は汗に濡れた身體を夜具に横へて、フト眼を覺ますと、青白い月の光りが椽側に落ちて、前庭の叢間にはヂヾと虫が啼いてゐた。手を延ばして寢返りを打つ時隣室の蚊帳の中を覗いて見ると、父の姿が見ゐなかつた。多分便所へでも立つたのだらうと思つて、何心なく其まゝ眼をつぶらうとしたけれども、暑さの爲めに何うしても寢つかれなかつた。

蚊帳の中で幾度か寢返りを打つて居る間に早や小半時も過ぎた樣な氣がした。そして之れまで睡むたさの爲めに疲れた神經の氣附かなかつた事が急に頭を擡げて來た。

『便所にしては餘り永過ぎる……噂は本當かしら……』

彼れはさうした不快な想像を强ひて打ち消しながら、眼を閉ぢ耳を澄まして、今にも父が便所から歸つて

來るだらうと、その父の姿を空に描いて見た。

夜は可成り更けて行つたらしかつた。けれども父はまだ歸つて來なかつた。英二は益々神經が亢奮して寢付かれなかつた。そして時々深い溜呼吸を吐いた。

月は何時の間にか軒を廻つて屋根の影が黑く前庭に落ちて居た。遙か何處やらで一番鷄が啼いた。英二は驚いて飛び上がつた。そして寢衣の帶を締め直ほすと同時に裾を端折つて家の中を隈なく尋ね廻つた。然し父の姿は見ゐなかつた。彼れは亢奮した眼を光らして裏口に下りて見ると、錠は外づされてゐて、戸は戸外から立て寄せてある計りであつた。

英二は或る不快な豫想が適中した樣に感じた。そして急いで戸外に出て、路傍の畦の上に立つて、月光の下に遠くの方を父の身を案じながら眺めて居た。

ト暫らくして、遙か彼方の畦の上に黑い小さい影が動きながら、だん〲此方へ近づいて來るのが見ゐた英二は瞳を凝らしてそれを見つめて居た。影は數十間の前まで來た。それは淺黃色の汚れたシャツを着て素足に草履を穿いた紛ふ方なき父であつた。英二はジッと其所に立盡した。

『オ、英二か？何しとつてぢや、吃驚したぞ、早う寢んかい、夜冷ゐするに』

父は笑ひながら英二の機嫌を取る樣に傍へ近づいて來た。父は汗で身體中が濡れて居た。

『お父さん、何處へ行つとつたの、今頃』

『ウン、一寸田さ見に行つたゞ』

『今頃お父さんが行かなくたつて、村の衆が皆交代で出とるぢやないか』

『ウン、でも人さにばつかり委かして置けんから』

英二は父が水車を踏みに行つて居たことを直覺的に感じた。子としてそんな事を云ひ出すのは父を侮辱するものだと云ふ樣な氣がしてならなかつたので、ちよつと躊躇したが、何うしても默つて居ることが出來ないと思つて、漸く斯う云つて訊いた。

『お父さん、お前は水車を踏みに行つとつたんぢやないか』

すると父は斯う答へた。

『ナニ、俺アそんな事しねわよ、でも大久保のお初坊や、山田のお花坊まで、女子でもそつと家を拔け出して行つて、水車を踏みに行つとつたぞい』

『エー！女子でも？』

『ウム、男衆は皆んな晝間働らくで、若い女子が夜になると皆出ると云ふぞ、そりやお前、このまゝにしとけや、稻はみんな死んでしまふからのう』

お花坊と云ふのは、村でも可なり好い家の娘で、二三年前、英二に戀して居ると云つて、村人から噂された評判娘であつた。處が彼女の兄の山田健二は、中學校を中途で退學して以來、村の靑年會の幹事などを勤

め、英二などとは反對の思想を持つて居るので、今度の牛の生首の事についても、英二が之れを嘲笑したのを甚く癪に觸らして居るのであつた。

『俺や迚も此の鹽梅ぢや當分雨は來まいと思ふ、それに村の衆があの小つぽけな溝の水を喧嘩して盜み合ふと云ふなア、本當に天道樣に濟まねえと思ふけん、あゝ何うぞ雨の降る法はねえかなア』

父は斯う呟やきながら傍の井戸の所へ行つて身體を拭き始めた。

英二は慰めるやうに言つた。

『そんな事云ふたて仕方がない、その內には降るよ、氣を腐らさないで居るがいゝよ、それに明後日はいよいよ生首の雨乞があるつて云ふぢやないか』

『フン、生首、牛の生首が何うして雨を降らす事が出來るつちゆうのか』

父は老人に似合はず生首の雨乞ひが馬鹿々々しい迷信であると云ふ風に考へて居るのであつた。此の點においては英二と意見が全く一致して居たのである。

『それよりや、大きな火を焚くと雨を呼ぶてことを昔から云ふが、ありや英二、本當かい?』と、父は英二の顏を覗き込むやうにして言葉を續けた。

『ウン、そりや有りさうな事だ、火は確かに雨を呼ぶよ』

英二はそれを科學的に正しい解釋であると考へた。

『フーム、矢つ張りそうかなア』
父は息子の明快な回答が我が意を得たと云ふ様に微笑むだ。
間もなく父子は尙ほも睦じく語り合ひながら家に入つて靜かに床に就いた。月は全く落ちて曉前の空には星が弱い光りを投げて居た。何處かでまた鷄が啼いた。

（下）

翌日の黄昏時から三箇村の人達は三々伍々隊をなして山の麓の鎮守の祠に集まつた。境内には所々に大きな篝火が焚かれ、それが暮れ行く夜の空に映り、地上には太鼓の音が絶ね間なく響いて居る。若い男女はお祭り氣分で浮き〳〵して彼方此方で色々な準備に忙しかつた。
神前では厳かな式が始まつた。神官の捧げる祝詞に境内は敬虔な空氣が漲つた。太鼓の音はます〳〵冴ねて來た。濃藍色の大空には水晶の様な星がキラ〳〵と瞬いて、やがて出る月を待ち焦がれて居る様にも見ね炎々と燃ね上がる篝火に境内の樹々は其の肌を赤く染め出して居た。
間もなく何處からか白衣を着た多勢の若衆に舁がれて、新らしい木の香の高い大きな三寶の上に黒い牛の生首が、その曲つた角の間に大きな眼を光らしたまゝ、靜々と神前に運ばれた。
先登に立つた神官が制規の位置に坐を占めると三寶は新らしく設けられた祭壇の眞中に恭々しく捧げられ

た。仕丁や供奉がそれ〴〵着坐し終はると、再び崇嚴な太鼓の音や鉦の音が響いて、嚴肅な祈願の式典が始まつた。村人達はこの珍らしい祭典を見やうとして祭場を取卷いた。

間もなく祈願が終ると別殿で神樂が始まつた。それから角力、擊劍、柔道と、神に捧げる色々な餘興が次から次へと催され、彼方此方で早や幾つもの輪を作つての踊りが始まつて居た。

其所には殆んど旱魃や飢饉に對する恐怖とか危惧とかゞ人々の腦裏から取り去られた樣に見ゑた。彼等の表情には此の上もない地上の樂園に住む人達の樣に華やかな喜悅と幸福と滿足とが渦を卷いて居た。けれども多くの年寄達には、流石に斯うした情景が一種の皮肉の樣にも思はれるらしく、悲痛な面持ちして彼處此處に集まつては色々と取沙汰をした。

『何ちう事づら、この旱りにほたゐて（巫山戯る事）踊り狂ふちうのア』

斯う云つて呟くものもあつた。すると中には、

『まア斯うして氣を入れにやア本眞に病みついて了ふ』

斯う云つて慰めるものもあつた。

月は何時の間にか早や澄みわたつた中空に白く眞圓く浮かむで居た。その月の輝く地上には熱狂した群衆が境內や山の樹々の間で今を酣はに踊り狂ふた。

英二は、その日父が夕方から踊りを見に行くと云つて家を出た切り歸つて來ないので、家に遊びに來て居

た二人の友達と打連れて、父を尋ね旁々踊りを見に鎭守の祠へ出かけた。友人は二人とも東京の某專門學校の學生で、暑中休暇で歸鄕して居るのであつた。

三人は途中社會問題や小作爭議などについて色々とお互ひの意見を鬪はした。そして斯んな旱りが續いて早や稻が枯死した所も多いので、今年の冬は小作問題が一層深酷になるだらうなどと云つて、所々に大きな龜裂を生じて居る田の中を覗きながら歩いた。

遠くの方から群衆の合唱する踊歌が節面白く聞えて來た。

友人の甲『呑氣なもんだなア、此の旱りに牛の生首で騷ぐなんテ』

友人の乙『信仰の力と云ふものは恐ろしいもんだなア』

英二『甘く出來てるなア、彼れで當分皆なの氣休めになるんだから』

友甲『然し何とか積極的方法を講じたら好ささうなもんだのに』

英二『でも殆んど人力のあらん限りを盡したんだからなア』

友乙『人事を盡して天命を待つか、ハヽヽヽ』

友甲『我々日本人は惡るい意味において樂天的だネ、こんな場合に困ることは分かり切つて居るんだから平生地主も小作人も一緒になつて組合か何かで大農組織にして置けば、水の問題だつて、さうわい〳〵騷いだりしなくても、何とか解決のつく方法があらうと云ふものぢやないか』

英二『それが小さい地方だけでは解決が出來ないんだよ、周圍と地方との關係もあつてね』
友甲『さうかなア、それで牛の生首が地主の生首か』
友乙『ハ、、、、』
英二『アッハ、、、、』
三人はこんな會話を交はしながら早や一の鳥居を潜つて居た。すると突然何處からともなくブーンと云ふ唸りと共に小さい石が英二の頭を掠めて飛むで來た。
友甲『アッ危ないッ』
友乙『誰だッ』
三人はキッとなつて立止まつた。ト十數間を離れた所に炎々と燃ゐて居る篝火の影に、七八名の若者が集まり、何やら騒ぎながら此方を見て居たが、矢庭にその中の一人が三人の方へ向つて驅け出して來た。と同時に、殘りの若者達もそれに續いて、やがて三人は彼等に圍まれた。
『君等は此所へ何しに來たんだ』
先登の一人が斯う云つて英二に向つた。すると英二の友人が彼れに代つた。
友甲『何をしに來ても好いぢやないか、此所は村の祠ぢやないか』
すると相手の若者が怒鳴つた。

『君等は今夜の祭りを馬鹿にしさる連中だから、こんな所へ來る必要はない』

友甲『必要があつても無くつても俺達は勝手に來るんだッ』

斯う云つて彼が猶ほ言葉を續けやうとした時に相手の若者達の中から一人の男が飛ひ出して來た。それは山田健二であつた。彼は自分の顔を英二の顔の前に突付けて眞赤になつて怒鳴つた。

『君等は迷信だとか何とか云ふて僕等のことを笑ふけど、村のものは皆んな夜も日も寢ずに心配しさるんだ僕等は迷信でも何でも構はない村の爲めになる事なら何でもやるんだ、そして毎晩水車を踏みに行く奴等を取締る爲めに何れ丈け骨を折つてるか、君等はそれを知つてるかいッ』

英二は默つて相手の顔を見つめたまゝ聞いて居たが、やがて靜かに云つた。

『そらお互ひぢやないか、俺達だつて當番の時には出て居るよ、然し水車の番に出るのは盜賊の相棒をやる爲めぢやないんだからなァ』

英二が云つた皮肉に健二は神經を尖がらした。

『何にッ？』

と云つてアハヤ格闘でも始まらうとする樣な氣合であつた所へ、先刻から此の有樣を社の方から眺めて居た人達が、驀然に驅けつけて來て、直さま彼等の間に割り込むだ。

『まア〳〵若い衆、血氣に任せてお互ひにそんな事しちや可かん、今晩のところは何うぞ仲好うして、この

親爺に委かしといて下され、なア……』

一人の老人が斯う云つて双方を宥めすかしながら若者達を押し分けて了つた。健二の群は皆酒を飲むで居るらしくなか〳〵鼻息が荒かつた。踵を返へして彼方の方へ行きながらも後を振り返へつて色々と惡口雜言を吐いた。英二等は默つて笑ひながら第二の鳥居を潜つて漸く神前近く進むだ。

此の時、突然遠くの方から

『火事だ――ッ、火事だ――ッ』

と云ふ數名の者の叫び聲が聞ゐて來た。人々は我れを忘れてその方を振り返つた。

『何所だ〳〵』

「山だ山だ」

『アッ番所が危ぶないッ』

など云ふ聲が續いて聞ゐて來た。

英二はハッとして立止まつた。前夜父と語つた『火を焚くと雨を呼ぶ』といふ事を突嗟に思ひ出したのであつた。ぢつと氣を靜めて裏山の方を仰ぎ見ると、頂上に並んだ多くの松の大木が、向ふ側で燃ゐる炎々たる焰に映つて、宛がら朱欄の樓閣のやうに見ゐた。

『火事だッ、慥かに火事だッ』

彼れは呟く樣に云つた。と同時に或る不吉な豫感が鋭く彼れの頭腦を掠めた。

『親爺は何うしたか知らッ』

彼れは突然斯う口走つた。

友甲『こりや大變だ、アンなになるまで誰れも氣が付かなかつたんだな』

友乙『オヤ風が出て來たぞ、こいつア面白い、此の風に煽られて一層のこと皆な燒けると好いんだ、そうすりや牛の生首よりや利目があらア』

此の言葉を聞くと英二の顏には神經がピク〳〵と動いた、そして出し拔けに叫むだ。

『君等失敬だが僕の家へ行つて僕の親爺を見て吳れ給へ、僕はこれから山へ行く！』

友甲『冗談ぢやない、君一人ぢや危ぶないよ』

英二『イヤ心配ない、親爺が家に居なかつたら歸るまで番をして居て吳れ給へ！』

英二は斯う云ひ放つたまゝ脫兎の如く山の頂上を指して馳け登つた。

火は炎々として燃ね擴がつた。凡べての餘輿は一齊に止まつた。そして老人や女子供はそれ〳〵家に歸り若い衆達は身支度を整へて部署に就いた。

翌朝になつても火は益々燃ね擴がる許りであつた。英二の父は夜明け前にヒヨツコリと獨りで家に歸つて來た。そして夜通し此の家の留守番をして居た英二の友達と共に緣側に出て、曉前の空に渦卷く山頂の焰を

遙かに眺めながら、色々な世間話を交ねて居た。

父『牛の生首には誰れか番人が附いて居ますかい？』

友乙『ハッハ……、あれを山へ持つて行つて煮て食ふと好いなア』

英二はまだ歸つて來なかつた。（了）

無電で各家庭に

寶田通元述

無電で寫眞を送る此の機械の構造は割に簡單である。普通の寫眞機で寫したフヰルムを圓筒形のガラス管に張る。ガラス管内は白熱燈となつてゐるのでフヰルム透に光線は明暗を生ずる。此光線をレンズで寫眞電化管に送る、フヰルムの張つてある管の自働的に動くに從つて寫眞の各部はレンズによつて「眼」と稱する寫眞電化管の中で光線から電波に變へられて送られる。受書機は簡單なる圓筒に萬年筆が向けられてゐる丈けで電波の强弱によつて磁氣を起し、萬年筆の尾端が强く或は弱く磁石に吸ひ付くに從つて紙に向ふて送る通りの繪が描かれる。これが進歩すると犯罪者の指紋が同時に全國の警察に送られたり、紐育タイムス倫敦タイムスが同時に同じ寫眞ページを使ふこと〻出來る筈である。試驗のとき同時に無電で通信中に英國から「國禁のウヰスキイを送らうか」抔と戯言を云つて居たが、それ許りは少し六ケしい。無線電話はアメリカでは實用として遺失物又は迷兒などを警察から各家庭に毎朝知らせるのから芝居、音樂會は勿論、選擧には各大統領候補がラヂオ戰をして一時に全國を演説したりしたが、今度はいよいよ國際的になつて來て、倫敦、巴里、伯林、マドリッド等からの音樂が紐育で夜中に聞く試驗に立派に成功した。昨年十一月にはペテログラードで放送するラヂオがペンシルヴアニア大學ラヂオ倶樂部ではつきり聞えた。露、英、佛、西、伊語で挨拶せられた後、ピアノの獨奏があり婦人の唄があり、露語の演説があつたと報告してゐる。思想に國境を付けて書物を押收することで夢中になつてゐる資本國の一番の痛はこゝから起つて、如何なる思想でも、世界何れの端からでも、受話器一つで聞ける凄い世の中となつて來た。何にしても無電の進歩は素晴らしい。

研究會の旨趣目的

満洲社會事業研究會は其の名稱の如く研究を主とする間接機關でありますが研究と共にその研究の結果を發表し講演會その他の集會をも催ふし宣傳、鼓吹、報導、論評と相待つて實行促進に努力しますから直接に自ら實行しないでも漸次實行を促すことになります場合に依り又事業の性質によりては本會自ら實行するやうな事があるかも知れませんが本來の使命は間接的に助長、發達、進步を計り社會問題に對する正しい理解力を一般に普及したいのであります夫れから本會は會員組織でありまして會員を別つて贊助員及び普通會員とし役員は會長一名、副會長二名、幹事長一名並に幹事若干名で外に顧問、相談役及び評議員若干名を置くことに成つて居ます評議員は贊助員の中より選擧し其の任期は二年です評議員會は會長において必要と認めたるとき又は評議員五名以上の請求ありたるとき開くのです評議員會は今日までに既に拾回開きました本會の經費は會費及び寄附金を以て之れに充て會費は贊助員毎月貳圓、普通會員同上壹圓です追つて沿線重要地に支部を設けます。

研究會の組織綱領

◉滿洲日日新聞、遼東新報、大連新聞、日滿通信、滿蒙、讀書會雜誌、海友、調査時報、滿洲建築協會雜誌、大陸、滿洲經濟時報、關東新聞、(以上は大連)◉大陸日日新聞、奉天新聞、奉天毎日新聞、滿蒙經濟新報(以上奉天)◉調査彙報(長春商議所)◉大乘(上海)◉調査彙報(朝鮮總督府)◉朝鮮地方行政、京城日報、朝鮮新聞(以上京城)◉臺灣時報、臺法月報(以上臺灣)◉滿鐵東亞經濟調査局經濟資料、東洋、支那、愛國婦人、人道(以上東京)◉東亞經濟研究(山口)◉福岡日日新聞(福岡)

每月一回發行

定價表

普通號六拾錢、特別號七拾錢

册數	定價	郵稅
三箇月分	壹圓九拾錢	五錢
半箇年分	參圓八拾錢	郵稅共
一箇年分	七圓五拾錢	郵稅共

▲半年分及壹年分には特別號を含む▲誌代は總て前金拂の事▲郵券代用は一割增

廣告料

等級	半頁	一頁
特等	四拾圓	八拾圓
一等	貳拾五圓	五拾圓
二等	拾五圓	參拾圓
三等	拾圓	貳拾圓

●三回以上は割引可仕候●年極めは特別に御相談可致候

●〆切りは前月二十日限り

大正十四年二月一日發行

發行人　山田武吉

編輯人　大內四郎

印刷人　太田信三

印刷所　大連市大山通　小林又七支店

發行所(電話五四二六番)　滿洲社會事業研究會

大連市松山町五番地七號　振替口座大連一一三九番

遼東新報

●遼東新報は滿洲に於ける邦字新聞の鼻祖にして大陸發展の急先鋒なり之を讀まざれば以て滿洲●
●經營を談ずべからず之を讀まざれば以て大陸發展を期すべからず啻に滿洲若くは亞細亞大陸の●
●事のみならず世界萬般の出來事は掲げて紙上に在り之を讀まざるものは卽ち天下の落伍者なり●

大連敷島町

遼東新報社

日刊

●不偏不黨●

大連新聞

●嚴正中立●

大連淡路町

大連新聞社

福昌公司

大連市山縣通二一三番地
電話代表番號七一七一番

輸出入　保險　倉庫　土木、建築

▲營業品目

◎東京製綱會社製ワイヤロープ、マニラロープ、タ－ロープ一手販賣
◎安川電機製作所電動機、發電機、變壓器、配電盤、其他附屬類一手販賣
◎米國ヴアキユーム鑛油會社製車軸油、機械油、汽筒油、自動車油、其他各種滑油並にグリース類一手販賣
◎瑞典SKF會社製SKFボール並にローラーベアリング一手販賣
◎丁抹サブロー會社製炭酸瓦斯式冷藏裝置請負
◎イングリッシユ、エレクトリック會社製電氣汽關車、ダービン發電機裝置・其他電氣機械類
◎英國ジヨン、アイ、ソーニクロフト會社製貨物用自動車、附屬品並に船用機器汽罐一手販賣
◎日本皮革會社製鳳凰印ベルト一手販賣
◎日本化學工業會社製象印カーバイト一手販賣
◎米國フアイヤーストーン會社製各種タイヤー其他護謨製品類一手販賣
◎米國ヴイクター會社製蓄音器各種レコード並にアルバム類
◎歐米各種乘用貨物用自動車並に附屬品一式
◎金物、諸機械、米松其他木材アルコール、セメント麥粉
◎砂糖、米、海産物、洋酒、毛糸、其他各種洋雜貨類輸入販賣
◎ドロマイト、石灰石、花崗石、土砂採掘販賣並に煉瓦製造販賣

▲保險代理

◎豐國火災保險株式會社
◎大阪海上火災保險株式會社
◎日本共立火災保險株式會社
◎ゼノース、ブリチシ、エンド、マーカンタイル保險株式會社